

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
 総務部 総務課  
 TEL 0771-22-3131(代表)  
 京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 規 則 ——

- 亀岡市福祉事務所長委任規則の一部改正 (障害福祉課) 4
- 亀岡市介護保険条例施行規則の一部改正 (高齢福祉課) 4
- 亀岡市福祉事務所長委任規則の一部改正 (地域福祉課) 4

### —— 告 示 ——

- 固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の全ての登録 (税務課) 5
- 平成26年度亀岡市一般廃棄物処理実施計画 (環境クリーン推進課) 6
- 粗大ごみ及び指定ごみ袋に係るごみ処理手数料の収納事務の委託 (環境クリーン推進課) 14
- 第5次亀岡市生活排水処理基本計画 (環境クリーン推進課) 18
- 市道路線の認定に関する告示 (土木管理課) 19
- 市道路線の区域に関する告示 (土木管理課) 21
- 市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課) 23
- 市道路線の廃止に関する告示 (土木管理課) 25
- 市道路線の区域変更に関する告示 (土木管理課) 27

- 市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課) 29
- 亀岡市税等口座振替収納事務取扱要綱の一部改正 (税務課) 31
- 亀岡市臨時福祉給付金支給事業実施要綱 (地域福祉課) 31
- 亀岡市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱 (子育て支援課) 39
- 亀岡市特別保育事業費補助金交付要綱の一部改正 (子育て支援課) 44
- 亀岡市臨時特例老人医療費支給要綱 (保険医療課) 45
- 亀岡市障害者ガイドヘルパー派遣事業実施要綱及び亀岡市障害者日中一時支援・生活サポート事業実施要綱の一部改正 (障害福祉課) 46
- 亀岡市意思疎通支援事業実施要綱 (障害福祉課) 47
- 亀岡市介護保険利用者負担額減免取扱要綱 (高齢福祉課) 56
- 亀岡市社会福祉法人等介護保険事業利用者負担軽減要綱の一部改正 (高齢福祉課) 59
- 亀岡市基準該当介護予防支援事業者の登録等に関する要綱の一部改正 (高齢福祉課) 59
- 亀岡市予防接種費用助成金交付要綱の一部改正 (健康増進課) 60
- 亀岡市妊婦健診費用助成要綱の一部改正 (健康増進課) 63
- 徴収事務の委託 (環境政策課) 66

○公示送達 (税務課) 66	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 77
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 70	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 77
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 70	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 78
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 70	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 78
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 71	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 78
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 71	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 79
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 71	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 79
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 72	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 79
○公示送達 (税務課) 73	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 80
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 74	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 80
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 74	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 80
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 74	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 81
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 75	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 81
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 75	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 81
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 75	○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 82
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 76	○公示送達 (税務課) 82
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 76	
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 76	——— 公 告 ———
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 77	○一般競争入札 (条件付き) にかかる特 定建設工事共同企業体の公募 (契約検査課) 83
	○捕獲犬の抑留 (環境政策課) 86

<p>—— 任免及び辞令 ——</p>	
<p><b>監査委員会欄</b></p>	
<p>—— 公 表 ——</p>	
○平成26年度随時監査	88
<p><b>教育委員会欄</b></p>	
<p>—— 任免及び辞令 ——</p>	
<p><b>選挙管理委員会欄</b></p>	
<p>—— 告 示 ——</p>	
○京都府知事選挙における亀岡市開票区 の開票立会人を定めるくじを行わない 旨の告示	91
○京都府知事選挙における投票管理者及 び同職務代理者の変更	92
○京都府知事選挙の開票の日時の変更	93
○個人演説会等施設の指定	93
<p><b>公平委員会欄</b></p>	
<p>—— 規 則 ——</p>	
○管理職員等の範囲を定める規則の一部 改正	93
○管理職員等の範囲を定める規則の一部 改正	94
<p>—— 告 示 ——</p>	
○職員団体の登録	94
○職員団体の登録	94
○職員団体の登録	95
<p><b>農業委員会欄</b></p>	
<p>—— 公 告 ——</p>	
○国営亀岡中部土地改良事業の施行に伴 う事業参加者の申出に対する承認	96
<p><b>上下水道部欄</b></p>	
<p>—— 告 示 ——</p>	
○料金徴収事務等の委託	96
○料金収納事務の委託	96
<p>—— 公 告 ——</p>	
○平成26年度賦課対象区域	97
<p><b>市立病院欄</b></p>	
<p>—— 規 程 ——</p>	
○亀岡市立病院の使用料及び手数料に関 する規程の一部改正	98

# 規則

亀岡市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第15号

亀岡市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則

亀岡市福祉事務所長委任規則（昭和51年亀岡市規則第6号）の一部を次のように改正する。

本則第9号ア中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第16号

亀岡市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市介護保険条例施行規則（平成12年亀岡市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

（指定居宅介護支援等の届出）

第15条 法第46条第4項に規定する指定居宅介護支援を受けようとする居宅要介護被保険者（法第41条第1項に規定する者をいう。）又は法第58条第4項に規定する指定介護予防支援を受けようとする居宅要支援被保険者（法第53条第1項に規定する者をいう。）は、介護保険居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。

第17条第2項第1号中「第42条第2項」を「第42条第3項」に改め、同項第3号中「第47条第2項」を「第47条第3項」に改め、同項第6号中「第54条第2項」を「第54条第3項」に改め、同項第8号中「第59条第2項」を「第59条第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月25日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第17号

亀岡市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則

亀岡市福祉事務所長委任規則（昭和51年亀岡市規則第6号）の一部を次のように改正する。

本則第1号オ中「要保護者に関する」を「要保護者に対する報告請求、」に改め、同号カ中「第37条」を「第37条の2」に改め、同号セを同号ソとし、同号スを同号セとし、同号シ中「費用」を「費用の額」に改め、同号シを同号スとし、同号サ中「費用」を「費用等」に改め、同号サを同号シとし、同号クから同号コまでを同号ケから同号サまでとし、同号キの次に次のように加える。

ク 第55条の4及び第55条の5に規定する就労自立給付金の支給に関すること。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

「揭示済」

## 告 示

亀岡市告示第50号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の全てを登録したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

「揭示済」

## 亀岡市告示第51号

亀岡市循環型社会推進条例（平成13年亀岡市条例第13号）第13条第2項の規定により、平成26年度亀岡市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり告示する。

平成26年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

## 1 一般廃棄物の処理量の見込み

## (1) ごみ

ア 燃やすごみ	21,143 t / 年 * 1
イ 埋立てごみ	1,662 t / 年 * 2
ウ 粗大ごみ	434 t / 年
エ 資源ごみ	
(ア) カン類	228 t / 年
(イ) ビン類	865 t / 年
(ウ) ペットボトル	80 t / 年
(エ) スプレー缶	86 t / 年
(オ) プラスチック製容器包装	375 t / 年
(カ) 使用済み乾電池	19 t / 年
(キ) 廃蛍光管	3 t / 年
(ク) 生ごみ・食用油	14 t / 年
(ケ) 新聞・雑誌・段ボール・古布	3,456 t / 年
(2) 犬、猫等の死体	312体 / 年
(3) し尿及び汚泥	
ア し尿	7,271kl / 年
イ 浄化槽汚泥	6,098kl / 年

\* 1 重複カウントになるため、燃やすごみから、粗大ごみ等を破碎したことにより生じる破碎物  
の見込量を除いています。

\* 2 重複カウントになるため、埋立てごみから、粗大ごみ等を破碎したことにより生じる破碎物  
及びカン類・ビン類の選別残渣の見込量を除いています。

2 一般廃棄物の処理主体

(1) ごみ

種類及び区分		収集・運搬	中間処理	最終処分	
燃やすごみ	家庭系	(公財)亀岡市環境事業公社 (委託、以下同じ)	焼却/桜塚クリーンセンター (直営、以下同じ)	残渣埋立/大阪湾広域 臨海環境整備センター神 戸沖埋立処分場及び 大阪沖埋立処分場(委 託、以下同じ)	
	事業系	許可業者※下記のとおり			
埋立てごみ	家庭系	(公財)亀岡市環境事業公社	/	埋立/エコピア亀岡(直 営、以下同じ)	
		許可業者			
粗大 ごみ	可燃性	家庭系	破碎/エコピア亀岡、 焼却/桜塚クリーンセンター	残渣埋立/エコピア亀 岡、大阪湾広域臨海 環境整備センター神戸 沖埋立処分場及び大阪 沖埋立処分場	
		事業系			許可業者
	不燃性	家庭系	(公財)亀岡市環境事業公社	資源化/民間処理施 設(委託、以下同じ)	残渣埋立/民間最終処 分場、エコピア亀岡
			許可業者		
資源ごみ	かん類	(公財)亀岡市環境事業公社	選別・圧縮/エコピア 亀岡	残渣埋立/エコピア亀 岡、資源化/民間処理 施設	
	びん類		選別/エコピア亀岡	残渣埋立/エコピア亀 岡、資源化/公益財団 法人日本容器包装リサイ クル協会(委託、以下 同じ)・民間処理施設	
	ペットボトル	(公財)亀岡市環境事業公社	選別・圧縮・梱包/ 民間処理施設	資源化/民間処理施設	
		委託業者			
	スプレー缶	(公財)亀岡市環境事業公社	選別・圧縮/エコピア 亀岡	残渣埋立/エコピア亀 岡、資源化/民間処理 施設	
	プラスチック製 容器包装	(公財)亀岡市環境事業公社	選別・圧縮・梱包/ 民間処理施設	残渣埋立/エコピア亀 岡、焼却/桜塚クリーン センター、資源化/公益財 団法人日本容器包装リサイ クル協会	
	使用済み乾電池	(公財)亀岡市環境事業公社	/	資源化/民間処理施設	
	廃蛍光管	委託業者	/	資源化/民間処理施設	
	生ごみ・食用油	民間業者	/	/	
	新聞・雑誌・段 ボール・古布類	民間業者	/	/	

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項に規定する許可業者〔種別/一般廃棄物(ごみ)〕大田産業、(株)カンポ、高橋商店、南丹清掃(株)、張本安弘、松波商店、安田産業(株)、サカエ産業(株)、(有)丸加清掃、日進浄化槽センター(株)、(有)キンキ

## (2) し尿及び汚泥

種類	収集・運搬	中間処理	最終処分
し尿	(公財)亀岡市環境事業公社、南丹清掃(株)(委託)	脱水/若宮工場(直営)	脱水汚泥及び残渣/民間処理施設
浄化槽汚泥	許可業者※下記のとおり		

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項に規定する許可業者〔種別/浄化槽汚泥〕南丹清掃(株)、日進浄化槽センター(株)

## 3 ごみ処理実施計画

## (1) 3R型のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換【発生段階における対策】

- ① 生活系ごみの発生抑制に向けた取り組み
  - ア あらゆる機会を利用した体系的な啓発・情報提供
  - イ 食品ロスの解消
  - ウ 耐久消費財等の長期使用の実施
  - エ 環境にやさしい賢い買い物の推進
  - オ リサイクルショップ等の活用
  - カ 民間の環境団体の取り組みに対する支援
  - キ 河川漂着ごみ調査の継続実施
- ② 容器包装廃棄物の減量化に向けた取り組み
  - ア マイバッグ運動の推進
  - イ 簡易包装等の推進
  - ウ 環境にやさしい、賢い買い物の推進
  - エ レジ袋協定の締結
- ③ 事業系ごみの発生抑制に向けた取り組み
  - ア 事業系ごみについての指導
  - イ オフィス町内会等の設置の推進
  - ウ ペーパーレス化の推進
  - エ 社員研修等の実施
  - オ リサイクルループの構築
  - カ ごみ処理手数料の見直しの検討
- ④ 環境教育・環境学習の充実に向けた取り組み
  - ア 環境啓発の推進・支援
  - イ ダンボールコンポスト講座等の開催
  - ウ 学習の場の提供
  - エ 小中学校における環境教育の推進
  - オ 就学前教育の充実
  - カ 施設見学会の開催
  - キ 出前タウンミーティングの開催

- ク 自然体験型環境学習事業の推進
- ⑤ 環境リーダー・環境サポーターの育成に向けた取り組み
  - ア グリーンコンシューマー（環境にやさしい賢い買い物をする消費者）の育成
  - イ 環境学習指導員の育成
  - ウ 環境活動団体（NPO）等の支援
- (2) 協力関係の構築による資源循環システムの充実【排出段階における対策】
  - ① 生活系ごみの適正排出に向けた取り組み
    - ア 情報発信の充実による意識啓発
    - イ ごみの分け方・出し方パンフレットの作成・配布
    - ウ ごみステーションへの啓発看板の掲示の推進
    - エ 不動産業者等を通じたパンフレット等の配布
    - オ 不適正ごみへの警告ステッカーの貼付
    - カ クリーン推進員制度の活用
    - キ 環境家計簿の普及拡大
    - ク 各種リーフレット・パンフレットの配布
  - ② 生ごみの減量・資源化に向けた取り組み
    - ア 生ごみ水切りの推進
    - イ 手付かず食品・食べ残しの縮減の推進
    - ウ エコクッキングの推進
    - エ 生ごみの堆肥化の促進及び生ごみ処理機の普及
  - ③ 分別収集の拡充に向けた取り組み
    - ア 資源ごみの更なる分別の徹底
    - イ 分別品目の拡大についての検討
    - ウ 分別精度の向上と資源化の徹底の推進
    - エ 地域におけるごみ分別の取り組み
    - オ 廃棄物処理施設における監視・指導の強化
  - ④ 回収拠点の拡充に向けた取り組み
    - ア 店頭回収・拠点回収の拡充
    - イ 住民団体等による集団回収の拡大
    - ウ 公共施設における拠点回収の拡充
  - ⑤ 事業系ごみの適正排出に向けた取り組み
    - ア 事業所等における環境研修等の実施
    - イ 事業所等への助言・指導の強化
    - ウ 廃棄物処理施設における監視・指導の強化
    - エ 廃棄物処理手数料の適正化
  - ⑥ イベント等による意識啓発の取り組み
    - ア 環境イベント等の開催
    - イ マイバッグ・キャンペーン等の実施

- ウ 環境ポスター・標語等の募集
- エ ごみステーションを活用した意識啓発
- ⑦ ネットワークの構築に向けた取り組み
  - ア 「クリーンかめおか推進会議」の組織拡大
  - イ 環境保全団体等の組織拡大に向けた取り組みに対する支援
  - ウ 地域における集団回収への支援
- ⑧ 環境美化・清掃活動等の推進に向けた取り組み
  - ア 美化活動や環境保全活動の推進
  - イ 地域清掃活動への支援
  - ウ 環境配慮型イベント等の呼び掛け
- ⑨ その他の取り組み
  - ア 剪定枝等の堆肥化の推進
  - イ 指定ごみ袋の容量の検討
  - ウ フリーマーケット等の開催場所の提供
  - エ 亀岡市役所温暖化対策環境マネジメントシステムの推進
  - オ グリーン購入の推進
  - カ エコグッズ等の使用拡大
  - キ 粗大ごみの対象品目及び処理手数料の見直し
  - ク 行政と民間の役割分担の見直し
  - ケ 処理困難物の適正処理の推進
- (3) ごみの適正処理に向けた施設・体制の整備
  - ① 収集・運搬体制の充実にに向けた取り組み
    - ア 生活系ごみの公益法人等による収集・運搬の継続
    - イ ごみ集積所の適切な配置と管理の推進
    - ウ 生活弱者に配慮したごみ処理行政の推進
    - エ エコステーションの指定・登録
    - オ 収集体制等の効率化
    - カ 容器包装廃棄物の分別収集の推進
    - キ 小型家電製品の分別収集の検討
    - ク 低公害車の導入検討
  - ② 中間処理体制の充実にに向けた取り組み
    - ア 中間処理段階における資源回収の推進
    - イ 廃棄物処理施設の適正な運転の推進
    - ウ 中間処理業者（民間）の活用
    - エ 焼却灰のリサイクル（エコセメント化）の検討
    - オ 事業系の一般廃棄物（可燃性）に関する適正処理の推進
  - ③ 最終処分体制の充実にに向けた取り組み
    - ア 第3期大阪湾フェニックス計画への参加

- イ 医王谷エコトピアの適正管理
- ウ 最終処分場の適正な管理（延命化）
- エ 最終処分場の安定的利用の推進
- ④ 既存施設の長寿命化に向けた取り組み
  - ア 桜塚クリーンセンターにおける基幹的設備改良事業等の推進
- ⑤ その他の取り組み（ごみ処理の広域化、進捗状況の点検・評価）
  - ア ごみ処理の広域化についての検討
  - イ ごみ処理基本計画の進捗状況の点検・評価
  - ウ 基金・寄附金の有効活用
- (4) 不法投棄対策及び災害廃棄物対策
  - ① 不法投棄対策のための取り組み
    - ア 不法投棄に対する監視活動の強化
    - イ 関係機関との連携強化
    - ウ 不法投棄防止のための啓発活動の推進
  - ② 災害廃棄物対策のための取り組み
    - ア 災害廃棄物処理計画についての点検及び見直し
    - イ 災害廃棄物についての適正処理の実施（発生時）
- (5) 関連施設の概要
  - ① 資源ごみ選別資源化施設（エコトピア亀岡内）
    - 〔形式及び公称能力等〕
    - カン類：磁気式選別機＋プレス機（Cプレス 3.0 t／6h）
    - ビン類：ストックヤード（カレット）208.8m<sup>3</sup>（W24m×L6m×H1.45m）
    - プラスチック製容器包装：ストックヤード 180m<sup>2</sup>
    - ペットボトル：ストックヤード 30m<sup>2</sup>
  - ② 可燃性粗大ごみ破碎処理施設（エコトピア亀岡内）
    - 〔形式及び公称能力等〕
    - 磁気式選別機＋車両型2軸剪断式破碎機（4.9 t／5h）

4 収集・運搬計画

種類及び区分			収集・運搬量	収集区域	収集方法	収集回数	搬入先	
燃やすごみ	家庭系		14,469 t	市内全域	ステーション	週2回	桜塚クリーンセンター	
	事業系		6,408 t		戸別	随時		
埋立てごみ	家庭系		1,685 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡 (埋立処分場)	
粗大ごみ	可燃性	家庭系	140 t	市内全域	戸別	随時	エコトピア亀岡 (破砕処理施設)	
	不燃性	家庭系	37 t		戸別	随時	民間処理施設	
資源ごみ	カン類		228 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡 (資源化施設及び保管施設)	
	ビン類		865 t					
	ペットボトル		家庭系	80 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡 (保管施設)
						拠点	随時	民間処理施設
	スプレー缶		86 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡 (資源化施設及び保管施設)	
	プラスチック製 容器包装		375 t	市内全域	ステーション	週1回	エコトピア亀岡 (保管施設)	
	使用済み乾電池		19 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡 (保管施設)	
	廃蛍光管		3 t		拠点	随時	民間処理施設	
	生ごみ・食用油		14 t	—	戸別	随時	民間処理施設	
	新聞・雑誌・段 ボール・古布		3,456 t	—	戸別	随時	資源回収業者施設	

○収集・運搬量は、委託業者及び許可業者による収集量見込の合計である。なお、それ以外に自己による直接持込及び災害搬入・地域清掃に伴う搬入等がある。

5 中間処理計画

処理施設の概要	施設名	桜塚クリーンセンター
	所在地	亀岡市東別院町小泉桜塚6番地の6
	型式	准連続燃焼式
	公称能力	120 t/日 (60 t/炉)
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	14,469 t/年
	許可業者	6,408 t/年
	その他	609 t/年
残渣の量及び処分方法		2,800 t/年(海面埋立処分)

○搬入される廃棄物の搬入者別内訳量欄にある「その他」は、自己による直接持込、災害搬入・地域清掃に伴う搬入及び粗大ごみ等を破砕したことにより生じる破砕物の見込量である。

## 6 最終処分計画

## (1) 一般廃棄物

最終処分場の概要	施設名	エコトピア亀岡
	所在地	亀岡市東別院町大野法華1
	埋立面積	16,000㎡
	埋立容量	110,000㎡
	残余容量	82,893㎡
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	1,634 t /年
	許可業者	51 t /年
	その他	404 t /年
年間埋立容量		3,353㎡
埋立計画	埋立区域	山間埋立
	埋立方法	サンドイッチ工法、セル工法の併用

○搬入される廃棄物の搬入者別内訳量欄にある「その他」は、自己による直接持込、災害搬入・地域清掃に伴う搬入、粗大ごみ等を破砕したことにより生じる破砕物及びカン類・ビン類の選別残渣の見込量である。

## (2) 焼却残渣

埋立場所	大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場
搬入施設	尼崎基地
搬入者	委託業者
搬入量	2,800 t /年

## 7 生活排水処理実施計画

## (1) 生活排水処理計画

区分	処理対象区域	対象人口
公共下水道	亀岡地区（三宅町、東堅町、西堅町、突抜町、横町、古世町・北古世町、京町、呉服町、旅籠町、新町、矢田町、上矢田町・中矢田町・下矢田町、塩屋町、柳町、本町、紺屋町・荒塚町、南郷町、西町、内丸町、追分町、北町、安町・河原町・余部町・宇津根町・北河原町）、大井町、千代川町、篠町、東つつじヶ丘、西つつじヶ丘、南つつじヶ丘、曾我部町、吉川町、稗田野町の各一部又は全部	71,825人
特定環境保全公共下水道	保津町	1,611人
農業集落排水施設	東本梅町、宮前町、本梅町、西別院町の一部（犬甘野）、旭町、馬路町の一部、千歳町の一部、河原林町	6,926人
小規模集合排水処理施設	東別院町の一部（小泉）	58人
浄化槽	市内全域	4,657人
その他（委託業者）	市内全域	6,103人

(2) し尿・汚泥の処理計画

ア 収集・運搬計画

種類及び区分		収集・運搬量	収集回数	収集方法	収集区域
し尿	委託業者	7,271Kl/年	月1回	戸別	市内全域
浄化槽汚泥	許可業者	6,098Kl/年	随時	戸別	市内全域

イ 中間処理計画

処理施設の概要	施設名	若宮工場
	所在地	亀岡市大井町並河若宮筋36番地の1
	処理方式	好気性消化処理方式+高度処理
	公称能力	114kl/日
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	7,271kl/年
	許可業者	6,098kl/年
脱水汚泥・残渣の発生量及び処分方法		500 t (民間業者に委託)

ウ 最終処分計画

搬入施設	民間処理施設
搬入者	委託業者
搬入量	500 t/年

「揭示済」

亀岡市告示第52号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、粗大ごみに係るごみ処理手数料及び指定ごみ袋に係るごみ処理手数料の収納事務を別紙のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

会社名等	住所	電話番号
中井商店	亀岡市余部町古城21番地	22-0012
ファミリーマート亀岡余部町店	亀岡市余部町大塚21番地2	29-1631
本間煙草店	亀岡市余部町中条21番地	22-2839

NPO 法人自立支援センターかめおか太陽共同作業所	亀岡市余部町榎又61番地	25-5399
亀岡メンテナンス㈱	亀岡市荒塚町2丁目4番12号	24-6777
南丹清掃㈱	亀岡市荒塚町2丁目14番10号	22-4488
服部タバコ店	亀岡市荒塚町1丁目5番5号	22-2199
㈱マツモト荒塚店	亀岡市荒塚町鍛冶ケ嶋6番地	22-8588
畑荒物店	亀岡市内丸町28番地	22-0351
三木たばこ店	亀岡市内丸町2番地	22-2372
リカーショップハラダ	亀岡市宇津根町土井ノ内36番地5	24-2788
加瀬たばこ店	亀岡市追分町八ノ坪9番地9	22-1403
亀岡商業協同組合ふれ愛エコステーション	亀岡市追分町馬場通19番地2 プティ会館2F	22-6161
(同) 西友亀岡店	亀岡市追分町馬場通15番地1	24-0111
ソニーショップムカイデ	亀岡市追分町馬場通20番地13	23-8356
(有)マルセン亀岡駅前店	亀岡市追分町馬場通21番地5	22-0230
ファミリーマート亀岡追分町店	亀岡市追分町藪ノ下11番地5	21-1226
㈱ウエダ本社	亀岡市河原町77番地	22-1890
㈱ウエダ家電店	亀岡市河原町200番地16	22-3082
黒田食料品店	亀岡市河原町34番地	22-0122
(有)マルセン河原町店	亀岡市河原町3番地	22-0051
山口電機㈱本店	亀岡市河原町169番地	22-0837
ファミリーマート亀岡河原町店	亀岡市河原町164番地1	29-5036
㈱栄広堂	亀岡市河原町24番地	22-0146
大倉写真事務所	亀岡市北町30番地	22-0460
協同組合 亀岡ショッピングセンターアミティ	亀岡市古世町2丁目4番1号	24-1414
ドラッグユタカ亀岡中央店	亀岡市古世町2丁目135番地	22-5009
イオンリテール㈱イオン亀岡店	亀岡市古世町西内坪101番地	22-3113
(有)桂商店本店	亀岡市塩屋町56番地	22-0233
㈱アヤハディオ亀岡店	亀岡市下矢田町3丁目14番1号	25-4646
サークルK亀岡下矢田店	亀岡市下矢田町大末2番10号	29-6301
㈱サンフェステ業務スーパー亀岡店	亀岡市下矢田町2丁目216番6号	21-1780
ミゾツラ電器	亀岡市新町17番地	22-5856
(有)桂商店中矢田店	亀岡市中矢田町岸ノ上3番地3・3番地4合地	22-3044
グリーンショップK	亀岡市中矢田町オノ溝1番地36	24-7311
㈱マツモト中央店	亀岡市西堅町61番地1	24-3811
ローソン亀岡西町店	亀岡市西町41番地	25-5886
成田米穀	亀岡市旅籠町32番地	22-0518
神田彰栄堂	亀岡市三宅町1丁目2番2号	24-3720
大道建具店	亀岡市三宅町40番地	22-4792
BEERSおぎた	亀岡市柳町63番地	22-0786
(同) 五葉乃松	亀岡市横町36番地	22-0089
加地荒物店	亀岡市安町24番地37	22-0210
亀岡市役所内母子会売店	亀岡市安町野々神8番地	22-3131(代)
亀岡米穀(有)	亀岡市安町33番地	22-0919
㈱くらしの店丹和	亀岡市安町17番地	22-4147

㈱黒川安町店	亀岡市安町52番地	22-0077
マンマル産業㈱	亀岡市安町25番地	22-0572
㈱ハートフレンドフレスコ亀岡安町店	亀岡市安町釜ヶ前89	29-6801
フードショップイシダ	亀岡市東別院町東掛岩脇4番地	27-2009
東別院町自治会	亀岡市東別院町南掛藤ヶ瀬3番地1	27-2001
中村商店	亀岡市西別院町神地御手洗13番地	27-2521
きく屋	亀岡市西別院町袖原北谷9番地	27-2253
上田食料品店	亀岡市曾我部町穴太裏条2番地	22-5429
セブーンイレブン亀岡運動公園前店	亀岡市曾我部町穴太大塚22番地1	22-7721
ミニストップ亀岡運動公園前店	亀岡市曾我部町穴太大塚54番地	25-4628
福知商店	亀岡市曾我部町犬飼古道11番地6	22-0621
岩本商店	亀岡市曾我部町南条竹谷1番地18	23-4130
オクノ電化	亀岡市曾我部町南条竹谷2番地51	23-6945
木内商店	亀岡市曾我部町南条上河原47番地11	22-0753
ファミリーマート元禄屋京都学園前店	亀岡市曾我部町南条屋敷2番地1	24-2302
ローソン京都学園大学前店	亀岡市曾我部町南条上河原12番地12	22-7008
原田商店	亀岡市曾我部町西条下千代8番地1	22-2208
吉川簡易郵便局	亀岡市吉川町穴川堂ノ前1番地	25-2361
吉川町自治会	亀岡市吉川町吉田沢63番地	22-0196
魚繁石野商店	亀岡市稗田野町太田油田3番地	22-0654
栗山商店	亀岡市稗田野町奥条門田36番地	23-2076
小瀬甘開堂	亀岡市稗田野町佐伯浦亦29番地	22-0652
社会福祉法人亀岡福祉会 かめおか作業所	亀岡市稗田野町佐伯大門30番地1	24-2596
㈱大多商店	亀岡市稗田野町佐伯西ノ辻40番地	22-0641
ローソン亀岡ひえだの町店	亀岡市稗田野町佐伯浦亦15番地1	24-3223
稗田野町自治会	亀岡市稗田野町佐伯西ノ辻9番地1	22-3840
本梅町自治会	亀岡市本梅町井手梅原3番地	26-3001
中村商店	亀岡市本梅町中野清水口17番地	26-3088
かお新商店	亀岡市本梅町西加舎佃23番地	26-3012
奥村酒店	亀岡市本梅町東加舎大前後13番地	26-3019
畑野町自治会	亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地1	28-2752
Yショップ山内商店	亀岡市畑野町広野高橋17番地2	28-3275
社会福祉法人亀岡福祉会 第二かめおか作業所	亀岡市宮前町猪倉城山8番地21	26-5434
宮本酒店	亀岡市宮前町猪倉猪尻11番地2	26-2586
森政商店	亀岡市宮前町神前上段川28番地	26-2199
ファミリーマート亀岡宮前町店	亀岡市宮前町宮川稲荷111番地3	26-6055
柿谷食料品店	亀岡市宮前町宮川平岩19番地	26-2569
西田食料品店	亀岡市宮前町宮川西垣内17番地2	26-2028
東本梅町自治会	亀岡市東本梅町赤熊蟻間野35-1	26-2504
コーナン商事㈱ ホームセンターコーナン亀岡大井店	亀岡市大井町北金岐枝木原4番地1	22-7571
谷村たばこ店	亀岡市大井町土田2丁目12番17号	24-0003
㈱マツモト大井店	亀岡市大井町土田2丁目15番8号	24-5858
大井町自治会	亀岡市大井町土田2丁目11番20号 110号	22-0157

ミニストップ亀岡大井町土田店	亀岡市大井町土田3丁目5番3号	24-7234
シミズ薬品(株)ダックス大井店	亀岡市大井町土田3丁目30番1号	29-2624
(株)おくむら	亀岡市大井町並河2丁目25番2号	24-4387
ふくしま	亀岡市大井町並河2丁目11番36号	23-9477
全国農業協同組合連合会京都府本部 農業の店亀岡	亀岡市大井町並河2丁目1番6号	25-8020
ファミリーマート亀岡大井町店	亀岡市大井町並河2丁目22番3号	29-5979
セブン-イレブン亀岡並河店	亀岡市大井町並河2丁目5番9号	22-7100
(株)さとう フレッシュバザール亀岡店	亀岡市大井町並河坂井67番地	25-3310
(株)ライフオート ホップス亀岡店	亀岡市大井町並河坂井48番地	25-9333
(有)プレミアム セブン-イレブン亀岡今津2丁目店	亀岡市千代川町今津2丁目5番10号 108号	25-0696
ドラッグユタカ千代川店	亀岡市千代川町小川1丁目2番地6	24-5088
(有)さわだ書店	亀岡市千代川町小川2丁目1番23号	22-3123
べとる (マツモト千代川店)	亀岡市千代川町小川2丁目114番1号	22-4422
(株)マツモト千代川店	亀岡市千代川町小川2丁目114番1号	24-8128
永梅商店	亀岡市千代川町小林北ン田63番地	22-5308
(株)サンフェステ サンフェステ千代川店	亀岡市千代川町小林北ン田7番地3	22-8176
ファミリーマート亀岡千代川店	亀岡市千代川町小林北ン田49番地2	21-2350
クスリキリン堂亀岡千代川店	亀岡市千代川町小林北ン田49番地14	21-1060
浅田電気商会	亀岡市千代川町千原1丁目3番2号	23-1150
サンクス亀岡千代川店	亀岡市千代川町千原2丁目12番1号	21-2203
美馬たばこ店	亀岡市千代川町千原2丁目10番23号	24-0720
かどや百貨店	亀岡市馬路町住吉15番地6	23-5266
(有)橋本電機	亀岡市馬路町住吉14番地7	22-1135
人見たばこ店	亀岡市馬路町住吉4番地	22-5290
馬路町自治会	亀岡市馬路町流川2番地1	22-0661
浅田商店	亀岡市馬路町前ノ側9番地	23-0367
中川商店	亀岡市馬路町前ノ側22番地	22-0686
中沢商店	亀岡市馬路町万年42番地5	23-6246
ファミリーマート亀岡馬路町店	亀岡市馬路町砂取24番地2	29-6031
旭町自治会	亀岡市旭町年角25番地	22-5533
川勝商店	亀岡市旭町山ノ神2番地1	24-5440
千歳町自治会	亀岡市千歳町千歳垣根2番地3	22-0682
主原商店	亀岡市千歳町毘沙門西条15番地	24-3095
河原林町自治会	亀岡市河原林町河原原上六反田9番地1	22-0120
吉田商店	亀岡市保津町上火無28番地43	24-2021
関口電機	亀岡市保津町構ノ内54番地3	22-3224
保津町自治会	亀岡市保津町構ノ内53番地	22-0810
魚政商店	亀岡市保津町宮ノ上18番地	22-0143
(株)かさや木村商店	亀岡市保津町宮ノ上13番地	22-0323
タケモ(株) タケモ商店	亀岡市保津町沢目52番地	22-0278
セブン-イレブン亀岡篠町王子店	亀岡市篠町王子西山5番地1	23-1202
セブン-イレブン亀岡篠町馬堀店	亀岡市篠町馬堀広道6番地1	24-2405
スマイリングかめおか	亀岡市篠町馬堀南垣内21番地37	24-5065

株マツモトうまほり店	亀岡市篠町馬堀伊賀ノ辻8番地2	23-2266
ローソン亀岡馬堀駅前店	亀岡市篠町馬堀駅前2丁目201番7号	22-4533
サンクス亀岡馬堀店	亀岡市篠町馬堀南垣内43番地3	29-2005
株石野商店	亀岡市篠町柏原町頭45番地	22-0746
井内商店	亀岡市篠町篠中北裏65番地	22-0754
くずり光琳	亀岡市篠町篠野田10番地39	22-5586
有隅田農園 隅田酒店	亀岡市篠町篠上中筋28番29番合地	22-0116
サークルK亀岡篠町店	亀岡市篠町篠下西裏41番地1	29-5772
サークルK亀岡イトーピア店	亀岡市篠町浄法寺菜萁谷20番地5	22-4546
株ジャパン亀岡店	亀岡市篠町浄法寺松岡23番地3	24-4232
シミズ薬品(株) ダックス亀岡店	亀岡市篠町浄法寺中村39番地1	29-2625
サークルK亀岡クニッテル通り店	亀岡市篠町浄法寺中村20番地2	22-3896
株ハートフレンドフレスコ亀岡店	亀岡市篠町浄法寺中村45番地1	29-6661
アル・プラザ亀岡	亀岡市篠町野条上又11番地1	25-4111
コーナン商事(株) ホームセンターコーナン亀岡篠店	亀岡市篠町野条井ホラ9番地1	29-6703
竹茂商店	亀岡市篠町広田1丁目13番8号	23-4863
株酒井商店広田店	亀岡市篠町広田3丁目7番1号	23-8467
株酒井商店見晴店	亀岡市篠町見晴3丁目2番1号	23-8022
かっぱや	亀岡市篠町見晴5丁目1番1号	24-1215
デイリーショップヒラノ	亀岡市篠町森下垣内66番地11	23-3132
山口電機(株) つつじヶ丘支店	亀岡市東つつじヶ丘曙台1丁目3番2号	24-8130
株サンフェステ業務スーパー篠店	亀岡市東つつじヶ丘都台1丁目12番1号	29-5686
有桂商店西つつじヶ丘店	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目5番1号	24-6800
西つつじヶ丘自治会	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目12番13号	23-2444
セブンイレブン亀岡西つつじヶ丘店	亀岡市西つつじヶ丘五月台1丁目49番2号	22-5520
有ハートピアサノ	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目20番4号	23-9996
株マツモトピアタウン店	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目44番3号	25-2358
リカーショップ寿屋	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目14番10号	24-8639

「揭示済」

## 亀岡市告示第53号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、第5次亀岡市生活排水処理基本計画を定めたので、亀岡市循環型社会推進条例第13条第2項の規定により告示する。

平成26年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

「揭示済」

## 亀岡市告示第54号

## 市道路線の認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。  
その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成26年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

## 認定告示をする路線

路線番号	路線名	起	点
		終	点
01301	中矢田久保垣内9号線	亀岡市中矢田町久保垣内1番の46先	亀岡市中矢田町久保垣内22番の26先
01302	中矢田久保垣内10号線	亀岡市中矢田町久保垣内22番の31先	亀岡市中矢田町久保垣内27番の2先
01303	中矢田篠線	亀岡市中矢田町才ノ溝1番の47先	亀岡市篠町王子西ノ山5番の1先
01304	北町川筋線	亀岡市余部町北町川筋33番の5先	亀岡市余部町北町川筋10番の5先
01305	才ノ溝下垣内1号線	亀岡市上矢田町下垣内3番の64先	亀岡市上矢田町下垣内1番の10先
13076	下三軒屋線	亀岡市馬路町越前100番の1先	亀岡市馬路町三軒屋76番の2先
13077	三日市田中線	亀岡市馬路町諸山100番先	亀岡市馬路町田中前106番先
13078	下脇田万年線	亀岡市馬路町久保寺11番の3先	亀岡市馬路町下脇田100番先
13079	這下時ノ下線	亀岡市馬路町這下17番先	亀岡市馬路町時ノ下104番先
13080	釣走田時ノ下線	亀岡市馬路町時ノ下115番の2先	亀岡市馬路町釣走田1番先
13081	天神道線	亀岡市馬路町前ノ側22番の2先	亀岡市馬路町六反田114番の4先
13082	高戸線	亀岡市馬路町高戸242番の1先	亀岡市馬路町高戸241番先

14038	印地6号線	亀岡市旭町砂塚111番先 亀岡市旭町砂塚122番先
14039	山階10号線	亀岡市旭町井戸ノ下211番先 亀岡市旭町井戸ノ下224番先
14040	山階11号線	亀岡市旭町井戸ノ下225番先 亀岡市旭町井戸ノ下239番先
14041	杉7号線	亀岡市旭町仲垣内122番先 亀岡市旭町仲垣内123番先
14042	杉12号線	亀岡市旭町樋ノ口231番先 亀岡市旭町樋ノ口216番先
15062	毘沙門勝林島線	亀岡市千歳町毘沙門西条7番の6先 亀岡市千歳町毘沙門出晴21番先
15063	国分寺線	亀岡市千歳町国分西ノ才100番先 亀岡市千歳町国分藪ノ本36番先
15064	江島里3号線	亀岡市千歳町千歳横井60番の1先 亀岡市千歳町千歳焼杉108番先
16050	勝林島河原尻2号線	亀岡市河原林町勝林島前島101番先 亀岡市河原林町河原尻河原田103番先
16051	上福井綾垣内線	亀岡市河原林町河原尻上六反田108番先 亀岡市河原林町河原尻東垣内39番の1先
16052	北垣内田中線	亀岡市河原林町河原尻上福井115番先 亀岡市河原林町河原尻上福井116番先
16053	八軒屋線	亀岡市河原林町河原尻上福井117番先 亀岡市河原林町河原尻大樋114番先
16054	河原尻三日市線	亀岡市河原林町河原尻下砂股100番先 亀岡市河原林町河原尻菖蒲102番先
16055	清水線	亀岡市河原林町河原尻清水100番先 亀岡市河原林町河原尻清水104番先
16056	上島6号線	亀岡市河原林町勝林島内垣地100番先 亀岡市河原林町勝林島北島122番先
17070	保津外環状線	亀岡市保津町子守64番の1先 亀岡市保津町観音寺77番の1先
18306	八幡裏1号線	亀岡市篠町篠八幡裏40番の5先 亀岡市篠町篠八幡裏40番の8先
20201	つつじヶ丘99号線	亀岡市西つつじヶ丘五月台2丁目40番の4先 亀岡市西つつじヶ丘五月台2丁目34番の4先
20221	大葉台51号線	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目11番の1先 亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目11番の9先

20222	桜台81号線	亀岡市南つつじヶ丘桜台3丁目4番の14先
		亀岡市南つつじヶ丘桜台3丁目4番の1先

「揭示済」

亀岡市告示第55号

市道路線の区域に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、平成26年4月2日から平成26年4月15日まで一般の縦覧に供する。

平成26年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

区域告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
01301	中矢田久保垣内9号線	亀岡市中矢田町久保垣内1番の46先	214.05m	5.20m
		亀岡市中矢田町久保垣内22番の26先		5.31m
01302	中矢田久保垣内10号線	亀岡市中矢田町久保垣内22番の31先	57.49m	3.23m
		亀岡市中矢田町久保垣内27番の2先		3.25m
01303	中矢田篠線	亀岡市中矢田町才ノ溝1番の47先 亀岡市篠町王子西ノ山5番の1先	3,409.66m	12.00m 19.20m
01304	北町川筋線	亀岡市余部町北町川筋33番の5先	76.04m	6.00m
		亀岡市余部町北町川筋10番の5先		12.00m
01305	才ノ溝下垣内1号線	亀岡市上矢田町下垣内3番の64先	139.10m	4.60m
		亀岡市上矢田町下垣内1番の10先		6.03m
13076	下三軒屋線	亀岡市馬路町越前100番の1先	789.06m	3.50m
		亀岡市馬路町三軒屋76番の2先		8.00m
13077	三日市田中線	亀岡市馬路町諸山100番先	460.00m	5.50m
		亀岡市馬路町田中前106番先		8.00m

13078	下脇田万年線	亀岡市馬路町久保寺11番の3先 亀岡市馬路町下脇田100番先	222.20m	4.00m 4.50m
13079	這下時ノ下線	亀岡市馬路町這下17番先 亀岡市馬路町時ノ下104番先	173.38m	4.42m 8.00m
13080	釣走田時ノ下線	亀岡市馬路町時ノ下115番の2先 亀岡市馬路町釣走田1番先	291.60m	5.50m 6.50m
13081	天神道線	亀岡市馬路町前ノ側22番の2先 亀岡市馬路町六反田114番の4先	805.24m	5.13m 7.00m
13082	高戸線	亀岡市馬路町高戸242番の1先 亀岡市馬路町高戸241番先	220.00m	4.00m 6.00m
14038	印地6号線	亀岡市旭町砂塚111番先 亀岡市旭町砂塚122番先	181.00m	3.50m 22.00m
14040	山階11号線	亀岡市旭町井戸ノ下225番先 亀岡市旭町井戸ノ下239番先	145.00m	4.00m 14.60m
14041	杉7号線	亀岡市旭町仲垣内122番先 亀岡市旭町仲垣内123番先	179.00m	3.00m 9.50m
14042	杉12号線	亀岡市旭町樋ノ口231番先 亀岡市旭町樋ノ口216番先	166.80m	4.00m 5.00m
15062	毘沙門勝林島線	亀岡市千歳町毘沙門西条7番の6先 亀岡市千歳町毘沙門出晴21番先	312.19m	2.40m 14.00m
15063	国分寺線	亀岡市千歳町国分西ノ才100番先 亀岡市千歳町国分藪ノ本36番先	492.40m	2.21m 6.00m
15064	江島里3号線	亀岡市千歳町千歳横井60番の1先 亀岡市千歳町千歳焼杉108番先	201.00m	5.00m 12.00m
16050	勝林島河原尻2号線	亀岡市河原林町勝林島前島101番先 亀岡市河原林町河原尻河原田103番先	960.00m	5.00m 10.00m
16051	上福井綾垣内線	亀岡市河原林町河原尻上六反田108番先 亀岡市河原林町河原尻東垣内39番の1先	474.75m	3.03m 9.00m
16052	北垣内田中線	亀岡市河原林町河原尻上福井115番先 亀岡市河原林町河原尻上福井116番先	125.00m	5.00m 8.00m
16053	八軒屋線	亀岡市河原林町河原尻上福井117番先 亀岡市河原林町河原尻大樋114番先	880.00m	3.00m 14.00m
16054	河原尻三日市線	亀岡市河原林町河原尻下砂股100番先 亀岡市河原林町河原尻菖蒲102番先	455.00m	5.50m 10.00m
16055	清水線	亀岡市河原林町河原尻清水100番先 亀岡市河原林町河原尻清水104番先	95.00m	4.00m 12.00m
16056	上島6号線	亀岡市河原林町勝林島内垣地100番先 亀岡市河原林町勝林島北島122番先	200.00m	4.00m 5.00m

18306	八幡裏1号線	亀岡市篠町篠八幡裏40番の5先	34.40m	6.00m
		亀岡市篠町篠八幡裏40番の8先		12.00m
20201	つつじヶ丘99号線	亀岡市西つつじヶ丘五月台2丁目40番の4先	307.39m	5.80m
		亀岡市西つつじヶ丘五月台2丁目34番の4先		6.89m
20221	大葉台51号線	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目11番の1先	59.13m	6.00m
		亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目11番の9先		6.00m
20222	桜台81号線	亀岡市南つつじヶ丘桜台3丁目4番の14先	77.98m	6.00m
		亀岡市南つつじヶ丘桜台3丁目4番の1先		6.00m

「揭示済」

亀岡市告示第56号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成26年4月1日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、平成26年4月2日から平成26年4月15日まで一般の縦覧に供する。

平成26年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
01301	中矢田久保垣内9号線	亀岡市中矢田町久保垣内1番の46先	214.05m	5.20m
		亀岡市中矢田町久保垣内22番の26先		5.31m
01302	中矢田久保垣内10号線	亀岡市中矢田町久保垣内22番の31先	57.49m	3.23m
		亀岡市中矢田町久保垣内27番の2先		3.25m
01303	中矢田篠線	亀岡市中矢田町才ノ溝1番の47先	2,471.37m	12.00m
		亀岡市篠町王子西ノ山5番の1先		19.20m
01304	北町川筋線	亀岡市余部町北町川筋33番の5先	76.04m	6.00m
		亀岡市余部町北町川筋10番の5先		12.00m

01305	才ノ溝下垣内1号線	亀岡市上矢田町下垣内3番の64先 亀岡市上矢田町下垣内1番の10先	139.10m	4.60m 6.03m
13076	下三軒屋線	亀岡市馬路町越前100番の1先 亀岡市馬路町三軒屋76番の2先	789.06m	3.50m 8.00m
13077	三日市田中線	亀岡市馬路町諸山100番先 亀岡市馬路町田中前106番先	460.00m	5.50m 8.00m
13078	下脇田万年線	亀岡市馬路町久保寺11番の3先 亀岡市馬路町下脇田100番先	222.20m	4.00m 4.50m
13079	這下時ノ下線	亀岡市馬路町這下17番先 亀岡市馬路町時ノ下104番先	173.38m	4.42m 8.00m
13080	釣走田時ノ下線	亀岡市馬路町時ノ下115番の2先 亀岡市馬路町釣走田1番先	291.60m	5.50m 6.50m
13081	天神道線	亀岡市馬路町前ノ側22番の2先 亀岡市馬路町六反田114番の4先	805.24m	5.13m 7.00m
13082	高戸線	亀岡市馬路町高戸242番の1先 亀岡市馬路町高戸241番先	220.00m	4.00m 6.00m
14038	印地6号線	亀岡市旭町砂塚111番先 亀岡市旭町砂塚122番先	181.00m	3.50m 22.00m
14040	山階11号線	亀岡市旭町井戸ノ下225番先 亀岡市旭町井戸ノ下239番先	145.00m	4.00m 14.60m
14041	杉7号線	亀岡市旭町仲垣内122番先 亀岡市旭町仲垣内123番先	179.00m	3.00m 9.50m
14042	杉12号線	亀岡市旭町樋ノ口231番先 亀岡市旭町樋ノ口216番先	166.80m	4.00m 5.00m
15062	毘沙門勝林島線	亀岡市千歳町毘沙門西条7番の6先 亀岡市千歳町毘沙門出晴21番先	312.19m	2.40m 14.00m
15063	国分寺線	亀岡市千歳町国分西ノ才100番先 亀岡市千歳町国分藪ノ本36番先	492.40m	2.21m 6.00m
15064	江島里3号線	亀岡市千歳町千歳横井60番の1先 亀岡市千歳町千歳焼杉108番先	201.00m	5.00m 12.00m
16050	勝林島河原尻2号線	亀岡市河原林町勝林島前島101番先 亀岡市河原林町河原尻河原田103番先	960.00m	5.00m 10.00m
16051	上福井綾垣内線	亀岡市河原林町河原尻上六反田108番先 亀岡市河原林町河原尻東垣内39番の1先	474.75m	3.03m 9.00m
16052	北垣内田中線	亀岡市河原林町河原尻上福井115番先 亀岡市河原林町河原尻上福井116番先	125.00m	5.00m 8.00m
16053	八軒屋線	亀岡市河原林町河原尻上福井117番先 亀岡市河原林町河原尻大樋114番先	880.00m	3.00m 14.00m

16054	河原尻三日市線	亀岡市河原林町河原尻下砂股100番先	455.00m	5.50m
		亀岡市河原林町河原尻菖蒲102番先		10.00m
16055	清水線	亀岡市河原林町河原尻清水100番先	95.00m	4.00m
		亀岡市河原林町河原尻清水104番先		12.00m
16056	上島6号線	亀岡市河原林町勝林島内垣地100番先	200.00m	4.00m
		亀岡市河原林町勝林島北島122番先		5.00m
18306	八幡裏1号線	亀岡市篠町篠八幡裏40番の5先	34.40m	6.00m
		亀岡市篠町篠八幡裏40番の8先		12.00m
20201	つつじヶ丘99号線	亀岡市西つつじヶ丘五月台2丁目40番の4先	307.39m	5.80m
		亀岡市西つつじヶ丘五月台2丁目34番の4先		6.89m
20221	大葉台51号線	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目11番の1先	59.13m	6.00m
		亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目11番の9先		6.00m
20222	桜台81号線	亀岡市南つつじヶ丘桜台3丁目4番の14先	77.98m	6.00m
		亀岡市南つつじヶ丘桜台3丁目4番の1先		6.00m

「揭示済」

亀岡市告示第57号

市道路線の廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止する。

その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成26年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

廃止告示をする路線

路線番号	路線名	起	点
		終	点
01102	中矢田久保垣内9号線	亀岡市中矢田町久保垣内1番の46先	
		亀岡市中矢田町久保垣内22番の35先	
01103	中矢田久保垣内10号線	亀岡市中矢田町久保垣内2番の31先	
		亀岡市中矢田町久保垣内2番の26先	

01221	才ノ溝下垣内1号線	亀岡市中矢田町才ノ溝1番の47先 亀岡市上矢田町下垣内1番の6先
01278	中矢田篠線	亀岡市中矢田町久保垣内22番の3先 亀岡市篠町王子西ノ山5番の1先
13070	下三軒屋線	亀岡市馬路町三軒屋75番の11先 亀岡市馬路町三軒屋76番の2先
13071	天神道線	亀岡市馬路町前ノ側22番の2先 亀岡市馬路町久保前10番・11番合併先
13072	這下時ノ下線	亀岡市馬路町這下17番先 亀岡市馬路町時ノ下23番の6先
15043	毘沙門勝林島線	亀岡市千歳町毘沙門西条7番の6先 亀岡市千歳町毘沙門塚本10番の2先
15047	国分寺線	亀岡市千歳町国分西ノ才12番先 亀岡市千歳町国分藪ノ本36番先
15051	江島里3号線	亀岡市千歳町千歳横井60番の1先 亀岡市千歳町千歳横井62番の2先
16036	勝林島河原尻2号線	亀岡市河原林町勝林島雲宮55番の1先 亀岡市河原林町勝林島小坂53番の1先
16037	上福井綾垣内線	亀岡市河原林町河原尻中垣内36番の1先 亀岡市河原林町河原尻東垣内39番の1先
20006	つつじヶ丘99号線	亀岡市西つつじヶ丘五月台2丁目40番の4先 亀岡市西つつじヶ丘五月台2丁目60番の27先

「揭示済」

## 亀岡市告示第58号

## 市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係書類は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において平成26年4月2日から平成26年4月15日まで一般の縦覧に供する。

平成26年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

路線番号	路線名	起 点		変 更 後		変 更 前	
		終 点		延長(m)	幅員(m)	延長(m)	幅員(m)
01169	安 町 南 条 線	亀岡市安町29番の1先		3,446.20	4.34	3,446.20	3.99
		亀岡市曾我部町南条屋敷42番先			～ 4.74		～ 4.87
01169	安 町 南 条 線	亀岡市安町29番の1先		3,446.20	3.80	3,446.20	3.40
		亀岡市曾我部町南条屋敷42番先			～ 7.00		～ 6.35
04025	中 相 ノ 上 1 号 線	亀岡市曾我部町中壇ノ上1番の3先		307.69	2.70	307.69	2.40
		亀岡市曾我部町西条中久保16番先			～ 3.72		～ 2.91
04066	寺 中 線	亀岡市曾我部町寺広畑28番の6先		1,090.42	5.00	1,090.42	4.70
		亀岡市曾我部町中前通30番先			～ 13.60		～ 7.70
06029	佐 伯 南 中 線	亀岡市稗田野町佐伯八王子45番の3先		1,216.41	5.73	1,216.41	5.73
		亀岡市曾我部町穴太河原口40番の3先			～ 9.41		～ 6.56
06032	琴 敷 線	亀岡市吉川町吉田沢25番の1先		278.46	5.78	279.70	5.90
		亀岡市稗田野町佐伯琴敷42番の1先			～ 6.20		～ 6.18
06047	湯 ノ 花 温 泉 線	亀岡市稗田野町佐伯浦亦24番の1先		2,608.66	0.00	2,608.66	0.00
		亀岡市稗田野町芦ノ山流田7番の2先			～ 0.00		～ 0.0
09001	長 野 線	亀岡市宮前町神前下長野8番先		1,671.49	5.00	1,671.49	5.00
		亀岡市宮前町神前上段川28番の3先			～ 11.50		～ 6.80
09012	宮 川 細 谷 線	亀岡市宮前町宮川青野11番先		1,077.78	4.00	1,077.78	4.00
		亀岡市宮前町宮川家ノ前13番の1先			～ 8.80		～ 8.00
09028	東 大 谷 宮 川 線	亀岡市東本梅町東大谷外ノ鳥居10番の1先		2,490.65	10.10	2,494.04	9.80
		亀岡市宮前町宮川大将軍25番の2先			～ 10.70		～ 10.70
10003	大 内 線	亀岡市東本梅町大内休場12番の2先		1,591.30	5.00	1,591.30	5.00
		亀岡市東本梅町大内芝条1番先			～ 8.50		～ 7.20
11005	大井垣内並河駅線	亀岡市大井町並河1丁目520番の6先		370.68	5.86	370.68	5.90
		亀岡市大井町並河神田70番先			～ 7.76		～ 7.58
11025	西 嶋 線	亀岡市大井町土田1丁目46番の2先		192.43	4.03	192.43	3.08
		亀岡市大井町土田1丁目61番先			～ 7.25		～ 6.02
12002	川 関 小 林 線	亀岡市千代川町川関中土井27番の1先		2,811.21	4.38	2,776.17	4.38
		亀岡市千代川町小林西芝4番の2先			～ 9.45		～ 9.45
12019	小 川 千 代 川 線	亀岡市千代川町今津1丁目119番の4先		524.22	3.76	524.22	3.76
		亀岡市千代川町小川1丁目20番先			～ 6.42		～ 4.70
12033	東 谷 上 条 線	亀岡市千代川町北ノ庄東谷3番の2先		128.33	2.90	128.33	2.90
		亀岡市千代川町北ノ庄上条18番の3先			～ 4.40		～ 3.00

路線番号	路線名	起 点		変 更 後		変 更 前	
		終 点		延長(m)	幅員(m)	延長(m)	幅員(m)
12036	桑 寺 穴 虫 線	亀岡市千代川町北ノ庄出口20番の2先		643.93	4.40 ~ 6.13	643.93	4.40 ~ 6.13
		亀岡市千代川町北ノ庄鳴滝5番の4先					
12045	高 野 林 1 号 線	亀岡市千代川町高野林西田6番の1先		81.07	4.07 ~ 9.50	81.07	2.58 ~ 5.00
		亀岡市千代川町高野林西田1番の1先					
13011	馬 路 三 ツ 辻 線	亀岡市馬路町市場2番の2先		1,585.55	2.84 ~ 6.50	1,585.55	2.90 ~ 6.50
		亀岡市馬路町上出合49番の4先					
13019	金 屋 線	亀岡市馬路町住吉16番の5先		113.81	3.00 ~ 4.12	113.81	3.00 ~ 3.64
		亀岡市馬路町流川40番の1先					
13020	前ノ田住吉線	亀岡市馬路町住吉19番先		224.63	3.30 ~ 4.25	224.63	2.33 ~ 3.78
		亀岡市馬路町小文字26番の2先					
13027	流 川 壁 木 線	亀岡市馬路町流川36番の2先		492.90	3.15 ~ 3.88	492.90	3.30 ~ 3.88
		亀岡市馬路町市場63番の1先					
13032	西 長 宮 線	亀岡市馬路町長宮5番先		102.27	1.90 ~ 2.40	102.27	1.75 ~ 2.40
		亀岡市馬路町長宮18番先					
15023	山ノ口北線	亀岡市千歳町千歳堂ノ下37番先		256.72	3.03 ~ 4.10	256.72	2.56 ~ 3.16
		亀岡市千歳町千歳蔵谷4番先					
15055	白 髭 線	亀岡市千歳町千歳後田11番先		53.81	3.10 ~ 4.40	53.81	2.60 ~ 3.10
		亀岡市千歳町千歳白髭16番先					
16017	河 原 林 3 9 号 線	亀岡市河原林町河原尻綾垣内44番の1先		168.16	3.07 ~ 10.50	168.16	3.07 ~ 4.70
		亀岡市河原林町河原尻高野垣内47番の1先					
16044	上 島 5 号 線	亀岡市河原林町勝林島北島51番先		407.20	4.94 ~ 6.51	406.00	0.00 ~ 0.00
		亀岡市河原林町勝林島岩淵37番先					
18016	馬 堀 山 本 線	亀岡市篠町馬堀北垣内54番先		845.14	8.84 ~ 15.50	823.55	9.50 ~ 12.44
		亀岡市篠町山本神田4番の1先					
18048	中 沢 線	亀岡市篠町篠上北裏19番の2先		571.65	6.20 ~ 11.00	571.65	6.20 ~ 11.00
		亀岡市篠町篠下北裏42番先					
18067	森 学 校 線	亀岡市篠町篠上西裏17番先		1,147.61	6.02 ~ 10.00	1,147.61	6.02 ~ 10.00
		亀岡市篠町森下垣内43番の1先					
18133	下 垣 内 線	亀岡市篠町森下垣内77番先		255.05	2.16 ~ 6.51	251.60	2.16 ~ 2.83
		亀岡市篠町森下垣内12番の1先					
18153	平 塚 4 号 線	亀岡市篠町広田平塚6番の66先		223.15	5.58 ~ 6.06	223.15	5.58 ~ 6.06
		亀岡市篠町広田平塚6番の101先					
19001	東つつじヶ丘中央線	亀岡市篠町森山先1番の1先		642.85	6.03 ~ 10.51	642.85	6.03 ~ 8.51
		亀岡市東つつじヶ丘曙台1丁目25番の67先					
20001	つつじヶ丘56号線	亀岡市篠町浄法寺中村14番の1先		484.27	12.27 ~ 14.74	484.27	12.24 ~ 12.37
		亀岡市西つつじヶ丘霧島台1丁目1番の13先					
20078	大 葉 台 1 号 線	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目39番先		550.76	6.75 ~ 6.84	550.76	6.30 ~ 6.68
		亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目43番先					

「揭示済」

## 亀岡市告示第59号

## 市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の路線を平成26年4月1日から供用開始する。

なお、その関係書類は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において平成26年4月2日から平成26年4月15日まで一般の縦覧に供する。

平成26年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

路線番号	路線名	起 点	延 長	最小幅員
		終 点		最大幅員
01169	安 町 南 条 線	亀岡市安町29番の1先	3,446.20m	4.34m
		亀岡市曾我部町南条屋敷42番先		4.74m
01169	安 町 南 条 線	亀岡市安町29番の1先	3,446.20m	3.80m
		亀岡市曾我部町南条屋敷42番先		7.00m
04025	中 相 ノ 上 1 号 線	亀岡市曾我部町中壇ノ上1番の3先	307.69m	2.70m
		亀岡市曾我部町西条中久保16番先		3.72m
04066	寺 中 線	亀岡市曾我部町寺広畑28番の6先	1,090.42m	5.00m
		亀岡市曾我部町中前通30番先		13.60m
06029	佐 伯 南 中 線	亀岡市稗田野町佐伯八王子45番の3先	1,216.41m	5.73m
		亀岡市曾我部町穴太河原口40番の3先		9.41m
06032	琴 敷 線	亀岡市吉川町吉田沢25番の1先	278.46m	5.78m
		亀岡市稗田野町佐伯琴敷42番の1先		6.20m
06047	湯 ノ 花 温 泉 線	亀岡市稗田野町佐伯浦亦24番の1先	2,608.66m	0.00m
		亀岡市稗田野町芦ノ山流田7番の2先		0.00m
09001	長 野 線	亀岡市宮前町神前下長野8番先	1,671.49m	5.00m
		亀岡市宮前町神前上段川28番の3先		11.50m
09012	宮 川 細 谷 線	亀岡市宮前町宮川青野11番先	1,077.78m	4.00m
		亀岡市宮前町宮川家ノ前13番の1先		8.80m
09028	東 大 谷 宮 川 線	亀岡市東本梅町東大谷外ノ鳥居10番の1先	2,490.65m	10.10m
		亀岡市宮前町宮川大將軍25番の2先		10.70m
10003	大 内 線	亀岡市東本梅町大内休場12番の2先	1,591.30m	5.00m
		亀岡市東本梅町大内芝条1番先		8.50m
11005	大 井 垣 内 並 河 駅 線	亀岡市大井町並河1丁目520番の6先	370.68m	5.86m
		亀岡市大井町並河神田70番先		7.76m
11025	西 嶋 線	亀岡市大井町土田1丁目46番の2先	192.43m	4.03m
		亀岡市大井町土田1丁目61番先		7.25m
12002	川 関 小 林 線	亀岡市千代川町川関中土井27番の1先	2,881.21m	4.38m
		亀岡市千代川町小林西芝4番の2先		9.45m
12019	小 川 千 代 川 線	亀岡市千代川町今津1丁目119番の4先	524.22m	3.76m
		亀岡市千代川町小川1丁目20番先		6.42m
12033	東 谷 上 条 線	亀岡市千代川町北ノ庄東谷3番の2先	128.33m	2.90m
		亀岡市千代川町北ノ庄上条18番の3先		4.40m

路線番号	路線名	起 点	延 長	最小幅員
		終 点		最大幅員
12036	桑寺穴虫線	亀岡市千代川町北ノ庄出口20番の2先 亀岡市千代川町北ノ庄鳴滝5番の4先	643.93m	4.40m 6.13m
12045	高野林1号線	亀岡市千代川町高野林西田6番の1先 亀岡市千代川町高野林西田1番の1先	81.07m	4.07m 9.50m
13011	馬路三ツ辻線	亀岡市馬路町市場2番の2先 亀岡市馬路町上出合49番の4先	1,585.55m	2.84m 6.50m
13019	金屋線	亀岡市馬路町住吉16番の5先 亀岡市馬路町流川40番の1先	113.81m	3.00m 4.12m
13020	前ノ田住吉線	亀岡市馬路町住吉19番先 亀岡市馬路町小文字26番の2先	224.63m	3.30m 4.25m
13027	流川壁木線	亀岡市馬路町流川36番の2先 亀岡市馬路町市場63番の1先	492.90m	3.15m 3.88m
13032	西長宮線	亀岡市馬路町長宮5番先 亀岡市馬路町長宮18番先	102.27m	1.90m 2.40m
15023	山ノ口北線	亀岡市千歳町千歳堂ノ下37番先 亀岡市千歳町千歳蔵谷4番先	256.72m	3.03m 4.10m
15055	白髭線	亀岡市千歳町千歳後田11番先 亀岡市千歳町千歳白髭16番先	53.81m	3.10m 4.40m
16017	河原林39号線	亀岡市河原林町河原尻綾垣内44番の1先 亀岡市河原林町河原尻高野垣内47番の1先	168.16m	3.07m 10.50m
16044	上島5号線	亀岡市河原林町勝林島北島51番先 亀岡市河原林町勝林島岩淵37番先	407.20m	4.94m 6.51m
18016	馬堀山本線	亀岡市篠町馬堀北垣内54番先 亀岡市篠町山本神田4番の1先	845.14m	8.84m 15.50m
18048	中沢線	亀岡市篠町篠上北裏19番の2先 亀岡市篠町篠下北裏42番先	571.65m	6.20m 11.00m
18067	森学校線	亀岡市篠町篠上西裏17番先 亀岡市篠町森下垣内43番の1先	1,147.61m	6.02m 10.00m
18133	下垣内線	亀岡市篠町森下垣内77番先 亀岡市篠町森下垣内12番の1先	255.05m	2.16m 6.51m
18153	平塚4号線	亀岡市篠町広田平塚6番の66先 亀岡市篠町広田平塚6番の101先	223.15m	5.58m 6.06m
18267	つつじヶ丘137号線	亀岡市東つつじヶ丘曙台3丁目6番の1先 亀岡市篠町広田3丁目11番の5先	71.91m	6.00m 6.12m
19001	東つつじヶ丘中央線	亀岡市篠町森山先1番の1先 亀岡市東つつじヶ丘曙台1丁目25番の67先	642.85m	6.03m 10.51m
20001	つつじヶ丘56号線	亀岡市篠町浄法寺中村14番の1先 亀岡市西つつじヶ丘霧島台1丁目1番の13先	484.27m	12.27m 14.74m
20078	大葉台1号線	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目39番先 亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目43番先	550.76m	6.75m 6.84m

「揭示済」

亀岡市告示第60号

亀岡市税等口座振替収納事務取扱要綱（昭和47年亀岡市告示第18号）の一部を次のように改正する。

平成26年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

第11条中「振替依頼書又は磁気テープ等による口座振替で収納した場合は市から、納付書による口座振替で収納した場合は取扱金融機関を「市」に改め、「市から領収証書等を送付する場合において」及び「（同和更生資金貸付償還金を除く。）」を削る。

別記第1号様式及び別記第2号様式中

「固定資産税」を「固定資産税  
都市計画税」に、

「引き渡し」を「引渡し」に、「振り出し」を「振出し」に、「越える」を「超える」に、「取り扱い」を「取扱い」に、「申し込み以降」を「申込み以降」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第61号

亀岡市臨時福祉給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

平成26年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市臨時福祉給付金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、消費税率の引上げに際し、低所得の住民に与える負担の影響に鑑み、低所得の住民に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として実施する臨時福祉給付金支給事業について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 臨時福祉給付金 前条の目的を達するために、亀岡市（以下「市」という。）によって贈与される給付金をいう。
- (2) 支給対象者 別記1に掲げる臨時福祉給付金が支給される者をいう。

(臨時福祉給付金の支給)

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、臨時福祉給付金を支給する。

(支給額)

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する臨時福祉給付金の額は、支給対象者1人につき1万円とする。

2 支給対象者のうち、別記2に掲げる者については、1人につき前項の額に5千円を加算する。

(申請受付開始日及び申請期限)

第5条 臨時福祉給付金に係る市の申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた申請受付開始日のうち最も早い日から6箇月とする。

(申請及び支給の方式)

第6条 臨時福祉給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、臨時福祉給付金申請書(請求書)(以下「申請書」という。)により申請を行う。

2 申請者による申請及び市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる申請方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口へ提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 申請者は、臨時福祉給付金の申請に当たり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証する。

(代理による申請)

第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

(1) 平成26年1月1日(以下「基準日」という。)時点での申請者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保

佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)

(3) 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 代理人が臨時福祉給付金の支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状(申請書の委任欄への記載を含む。)を提出する。また、この場合、市は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 市は、代理人が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、また、同項第2号及び第3号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。(支給の決定)

第8条 市長は、第6条第1項の規定により提出された申請書を受領したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し臨時福祉給付金を支給する。

2 別記1第1号エに規定する児童等については、当該児童等分の臨時福祉給付金につき同号エ(ア)に規定する保護者から代理申請があつた場合でも、不支給決定とする(市において、当該児童等の入所の事実を把握した時点で、当該児童等に係る臨時福祉給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。)

3 別記1第1号オに規定する者が同号オに規定する申出を行った場合は、当該者分の臨時福祉給付金につき、基準日時点の住民票において当該者と同一世帯である者から代理申請があつた場合でも、不支給決定とする(申出が、当該者の基準日時点の住民票が所在する市町村(特別区を含む。以下同じ。)に到達した時点で、当該臨時福祉給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている

場合を除く。)

4 別記1第6号に規定する者については、当該者分の臨時福祉給付金につき同号に規定する養護者から代理申請があった場合でも、不支給決定とする(市において、当該者の入所等の事実を把握した時点で、当該者に係る臨時福祉給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。)

(臨時福祉給付金の支給等に関する周知)

第9条 市長は、臨時福祉給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第5条第2項の申請期限までに第6条第1項の規定による申請が行われなかった場合、当該支給対象者が臨時福祉給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第8条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 市長は、臨時福祉給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により臨時福祉給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った臨時福祉給付金(次項において「不当利得」という。)の返還を求める。

2 市長は、不当利得が第4条第2項に規定する加算分のみである場合は、支給を行った加算分の臨時福祉給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 臨時福祉給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。(その他)

第13条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

別記(第2条、第4条、第8条関係)

#### 1 支給対象者

次に掲げる者に対して、臨時福祉給付金を1人につき1万円支給する。

(1) 臨時福祉給付金は、アからオまでのいずれかに該当し、かつ、カに該当する者(他の市町村において臨時福祉給付金が支給される者を除く。)に支給する。

ア 平成26年1月1日(以下「基準日」という。)において、市の住民基本台帳に記録されている者

イ 基準日以前に、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、転出の予定年月日(住基法第24条に規定する転出の予定年月日をいう。以下同じ。)が基準日以前となっている転出届(同条の規定による届出をいう。以下同じ。)を市に行った者であって、転入をした年月日(住基

法第22条第1項第3号の転入をした年月日をいう。以下同じ。)が基準日の翌日以降である転入届(同項の規定による届出をいう。以下同じ。)をいずれかの市町村に行ったことが住基法第9条第1項の規定による転入の通知により確認されたもの

ウ 基準日以前に、住基法第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったもの(転出の予定年月日が基準日以前となっている転出届をいずれかの市町村に行った者で、転入をした年月日が基準日の翌日以降である転入届を市へ行ったものを除く。)

エ 基準日において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者(基準日以前に、住基法第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めていずれかの市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。以下この号において同じ。)であり、かつ、基準日以後に(ア)から(カ)までのいずれかに該当する児童等(児童(基準日において満18歳に満たない者(平成8年1月3日以降に生まれた者)をいう。以下同じ。)及び児童以外の基準日において満20歳に満たない者(平成6年1月3日以降に生まれた者)をいう。以下同じ。)であって、その入所等している施設等が市に所在しているもの

(ア) 児童福祉法(昭和22年法律第

164号)の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法に規定する里親に委託されている児童等(保護者(同法に規定する保護者をいう。以下同じ。))の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になったことに伴い、2箇月以内の期間を定めて行われる委託をされている者を除き、児童以外の満20歳に満たない者にあつては、同法の規定により、基準日以前から引き続き委託されている者に限る。)

(イ) 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受け、若しくは同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。)に入所し、若しくは同法の規定により同法に規定する指定医療機関(以下「指定医療機関」という。)に入院し、又は同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設(以下「乳児院等」という。)に入所している児童等(当該情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通う者及び2箇月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2箇月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除き、児童以外の満20歳に満たない者にあつ

ては、同法の規定により、基準日以前から引き続き入所又は入院している者に限る。)

- (ウ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の規定により同法に規定する介護給付費等の支給を受け、又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。）若しくはのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。)
- (エ) 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設に入所している児童等（2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。)
- (オ) 児童福祉法の規定により同法に規定する児童自立生活援助事業に入居している児童等（2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。)
- (カ) 児童福祉法の規定により同法に規定する母子生活支援施設に入所している児童等（2箇月以内の期間を定めて行

われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。)

- オ 基準日において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者のうち、配偶者からの暴力を理由に市に避難し、配偶者と生計を別にしてしている者（以下「配偶者からの暴力を理由に避難している者」という。）及びその同伴者であつて、基準日において市にその住民票を移しておらず、(ア)の要件を満たし、かつ、(イ)から(エ)までに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を市に申し出たもの
- (ア) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）上、配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること又は健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による配偶者の被扶養者となっていないこと。
- (イ) その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令をいう。）が出されていること。
- (ウ) 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（地方公共団体の判断により婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。）が発行されていること。

(エ) 基準日の翌日以降に住民票が市へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号自治省行政局長等から各都道府県知事宛て通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

カ 平成26年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条（同法第736条第3項で準用する場合を含む。）の規定によって課する所得割を除く。以下この号において「市町村民税」という。）が課されていない者又は市の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものである者（当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）の扶養親族等（同法の規定による控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者をいう。以下同じ。）を除く。）

(2) 前号の規定にかかわらず、基準日において次のいずれかに該当する者には、臨時福祉給付金を支給しない。

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（基準日に保護が停止されていた者及び基準日の翌日から同年3月31日までの間に保護が廃止又は停止された者を除く。）

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付（以下この号において「支援給付」という。）の受給者（ただし、基準日に支援給付の支給が停止されていた者及び基準日の翌日から同年3月31日までの

間に支援給付の支給が廃止又は停止された者を除く。）

ウ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第15条第2項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者（援護加算（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成21年厚生労働省令第75号）第7条第3項に規定する援護加算をいう。以下この号において同じ。）の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び基準日の翌日から同年3月31日までの間に援護加算の認定を廃止又は停止された者を除く。）

エ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護（以下この号において「援護」という。）を受けている者（基準日に援護が停止されていた者及び基準日の翌日から同年3月31日までの間に援護が廃止又は停止された者を除く。）

(3) 第1号の規定にかかわらず、臨時福祉給付金の支給が決定される日において、日本国籍を有しない者で住基法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないものには、臨時福祉給付金を支給しない。

(4) 基準日において、第1号エ(ア)から(カ)までのいずれかに該当する児童等については、第1号カの要件の適用に当たっては、当該児童等の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなす。ただし、基準日において、第1号エ(ウ)、(エ)又は(カ)に該当する15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童等である父又は母（以下この号において「児童等である父又は母」という。）がその子である児童（以下この号において「子である児童」という。）と同一

の施設に入所している場合については、当該親子は、児童等である父又は母の保護者の扶養親族には該当しないものとみなすが、子である児童については、児童等である父又は母の扶養親族等とみなす。

(5) 基準日において配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者であって、基準日において市にその住民票を移しておらず、第1号オ(ア)の要件を満たし、かつ、(イ)から(エ)までに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を市に申し出た者については、第1号カの要件の適用に当たっては、その配偶者の扶養親族等には該当しないものとみなす。

(6) 基準日において、次のいずれかに該当する者については、第1号カの要件の適用に当たっては、当該者の扶養者の扶養親族等には該当しないものとみなす。

ア 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下この号において「障害者虐待防止法」という。）に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、障害者虐待防止法第9条第2項の規定による入所又は入居（以下「入所等」という。）の措置が採られている者（2箇月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

イ 高齢者（基準日において65歳以上の者（昭和24年1月2日以前に生まれた者）をいう。）のうち、養護者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号。以下この号において「高齢者虐待防止法」という。）に規定する養護

者をいう。）から虐待を受けたことにより、高齢者虐待防止法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者（2箇月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

## 2 加算措置の対象者

支給対象者のうち、次のいずれかに該当する者については、1人につき5千円を加算する。

(1) 次のいずれかの年金の平成26年3月分の受給権があり、かつ、平成26年4月の年金の特例水準解消の影響を受ける者（平成26年4月分又は5月分の年金の受給者に限る。）

ア 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく老齢基礎年金（繰上げ支給によるものを含む。）、障害基礎年金又は遺族基礎年金

イ 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条、附則第78条及び附則第87条の規定によりなお従前の例によることとされた旧国民年金法、旧厚生年金保険法及び旧船員年金法に基づく老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、老齢福祉年金、障害年金、遺族年金、遺児年金、寡婦年金、通算遺族年金又は特例遺族年金

ウ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第16条第6項に規定する移行農林年金のうち、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金

エ 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105

- 号) 附則第3条、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和60年法律第108号) 附則第3条、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号) 第48条の2の規定によりその例によることとされる国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされた退職年金、船員通算老齢年金、減額退職年金、実期間遺族年金、通算退職年金、船員老齢年金、障害年金、船員障害年金、遺族年金、寡婦年金、通算遺族年金、船員遺族年金又は船員通算遺族年金
- (2) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号) に基づく児童扶養手当の平成26年1月分の受給者
- (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号) に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当の平成26年1月分の受給者
- (4) 国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第7条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく福祉手当の平成26年1月分の受給者
- (5) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号) に基づく医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び家族介護手当(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号) 第18条第2項第2号に規定する場合に支給される介護手当をいう。) の平成26年1月分の受給者
- (6) 毒ガス障害者救済対策事業の実施について(昭和59年4月10日付け衛発第266号厚生省公衆衛生局長通知。以下こ

- の号において「局長通知」という。) に基づく特別手当、健康管理手当、保健手当及び家族介護手当(局長通知の別紙「毒ガス障害者に対する救済措置要綱」第27項第2号イに規定する場合に支給される介護手当をいう。) の平成26年1月分の受給者
- (7) ガス障害者に対する特別手当等支給要綱(昭和44年12月10日蔵計第4347号。以下この号において「要綱」という。) に基づく特別手当、健康管理手当、保健手当及び家族介護手当(要綱第3条第3項第2号に規定する場合に支給される介護手当をいう。) の平成26年1月分の受給者
- (8) 予防接種法(昭和23年法律第68号) に基づく健康被害救済給付金(障害児養育年金、障害年金及び遺族年金に限る。) の平成26年1月分の受給者
- (9) 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法(平成21年法律第98号) に基づく健康被害救済給付金(障害児養育年金、障害年金及び遺族年金に限る。) の平成26年1月分の受給者
- (10) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年法律第192号) に基づく副作用救済給付(障害年金、障害児養育年金及び遺族年金に限る。) 又は感染救済給付(障害年金、障害児養育年金及び遺族年金に限る。) の平成26年1月分の受給者

「揭示済」

亀岡市告示第62号

亀岡市子育て世帯臨時特例給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

平成26年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市子育て世帯臨時特例給付金  
支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として実施する子育て世帯臨時特例給付金支給事業に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯臨時特例給付金 前条の目的を達するために、亀岡市（以下「市」という。）によって贈与される給付金をいう。
- (2) 支給対象者 別記1に掲げる子育て世帯臨時特例給付金が支給される者をいう。
- (3) 対象児童 別記2に掲げる者をいう。

(子育て世帯臨時特例給付金の支給等)

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、子育て世帯臨時特例給付金を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する子育て世帯臨時特例給付金の額は、対象児童1人につき1万円とする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第4条 子育て世帯臨時特例給付金に係る市の

申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた申請受付開始日のうち最も早い日から3箇月とする。

(申請及び支給の方式)

第5条 子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記3の規定に基づき、子育て世帯臨時特例給付金申請書（請求書）（以下「申請書」という。）により申請を行う。

2 申請者による申請及び市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる申請方式による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (2) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口へ提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第6条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(支給の決定)

第7条 市長は、第5条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し、子育て世帯臨時特例給付金を支給する。

(子育て世帯臨時特例給付金の支給等に関する周知)

第8条 市長は、子育て世帯臨時特例給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第4条第2項の申請期限までに第5条第1項の申請が行われなかった場合、当該支給対象者が子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第7条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第10条 市長は、子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った子育て世帯臨時特例給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 子育て世帯臨時特例給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第12条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

別記(第2条、第5条関係)

#### 1 支給対象者

(1) 子育て世帯臨時特例給付金(以下「給付金」という。)は、平成26年1月分の児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当(同法附則第2条第1項の給付を含む。以下「児童手当」という。)の支給を受ける者であって、その平成25年の所得が同法第5条第1項に規定する政令で定める額に満たないものに対して支給する。

(2) 前号に規定するほか、給付金は、次のいずれかに該当する児童(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。以下同じ。)に係る平成26年2月分の児童手当の支給を受ける者であって、その平成25年の所得が児童手当法第5条第1項に規定する政令で定める額に満たないものに対して支給する。

ア 平成26年1月1日(以下「基準日」という。)に出生し、同日において住民基本台帳に記録されている者

イ 基準日に国外から転入(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条第1項に規定する転入をいう。第3項第2号アにおいて同じ。)をしたことにより、同日において住民基本台帳に記録されているもの

(3) 前2号の規定にかかわらず、給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に前2号に規定する者に対して給付金の支給が決定されている場合及びこの号の規定により給付金を支給される者（同表の1の項及び3の項の右欄に掲げる者に限る。）に係る前2号に規定する者の平成25年の所得が児童手当法第5条第1項に規定する政令で定める額以上である場合には、この限りでない。

<p>1 前2号に規定する者が死亡した場合（この号の規定により給付金を支給される者が、当該者に対して給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）</p>	<p>左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者の対象児童（給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者</p>
<p>2 次項の対象児童が児童手当法第3条第3項に規定する施設入所等児童であることを前2号に規定する者に給付金を支給する市町村（特別区を含む。以下同じ。）が把握した場合（その後施設入所等児童でなくなったことを把握した場合において、まだこの項の右欄に掲げる者に対して給付金の支給が決定されていないときを除く。）</p>	<p>左欄に掲げる施設入所等児童</p>
<p>3 前2号に規定する者からの暴力を理由に避難し、当該者と生計を別にしていない当該者の配偶者（現に次項の対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）が市に避難している場合において、市に対して当該対象児童に係る児童手当法第7条第1項の規定による認定の請求（同法附則第2条第3項において準用する場合を含み、当該配偶者が監護し、かつ、生計を同じくする全ての対象児童が15歳に達する日以後の最初の2月28日を経過した日以後である場合にあっては、給付金の支給を受けるための当該認定の請求と同様の請求を含む。第3項第2号カにおいて同じ。）をし、市による当該認定の請求に関する通知が前2号に規定する者に対して給付金を支給する市町村に到達した場合（当該前2号に規定する者に対して給付金を支給する市町村が市であるときは、当該認定の請求を受けた場合）</p>	<p>左欄に掲げる当該者の配偶者</p>

## 2 対象児童

前項第1号に規定する者に支給される給付金の対象児童は、当該者に支給される平成26年1月分の児童手当に係る児童とし、同項第2号に規定する者に支給される給付金の対象児童は、当該者に支給される同年2月分の児童手当に係る児童（同号ア又はイに掲げる児童に限る。）とする（前項第3号の表各項の右欄に掲げる者に支給される給付金の対象児童については、これを準用する。）。ただし、対象児童が次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 基準日から給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合
- (2) 臨時福祉給付金の支給対象者である場合
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（基準日に保護が停止されていた者及び基準日の翌日から同年3月31日までの間に保護が廃止又は停止された者を除く。）である場合
- (4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付（以下この号において「支援給付」という。）の受給者（基準日に支援給付の支給が停止されていた者及び基準日の翌日から同年3月31日までの間に支援給付の支給が廃止又は停止された者を除く。）である場合
- (5) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第15条第2項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者（援護加算（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成21年厚生労働省令第75号）第7条第3項に規定する援護加算をいう。以下この号において同じ。）の受給者に限り、

基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び基準日の翌日から同年3月31日までの間に援護加算の認定を廃止又は停止された者を除く。）である場合

- (6) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護（以下この号において「援護」という。）を受けている者（基準日に援護が停止されていた者及び基準日の翌日から同年3月31日までの間に援護が廃止又は停止された者を除く。）である場合
- (7) 給付金の支給が決定される日において、日本国籍を有しない者で住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しない場合

## 3 支給の申請

- (1) 基準日において市の住民基本台帳に記録されている者は、市に対して支給の申請を行う。

- (2) 前号の規定にかかわらず、次に掲げる者は、市に対して支給の申請を行う。

ア 基準日以前に住民基本台帳法第8条の規定により住民票を削除されていた者であって、基準日において日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、市に対して同法第24条に規定する転出の予定年月日が基準日以前となっている転出届（同条の規定による届出をいう。）をした者であって、転入をした年月日が基準日の翌日以後である転入届（同法第22条第1項の規定による届出をいう。）をしたもの

イ 基準日以前に住民基本台帳法第8条の規定により住民票を削除されていた者で

あつて、基準日において日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、アに掲げる者以外のもの

ウ 第1項第3号の表の1の項の左欄に掲げる場合における同項の右欄に掲げる者（当該者に係る第1項第1号又は第2号に規定する者がこの項の規定により市に対して支給の申請を行うこととなる場合に限る。）

エ 第1項第3号の表の2の項の左欄に掲げる場合における同項の右欄に掲げる者（当該者が入所等している児童手当法第3条第3項各号に掲げる施設等の所在地が市である場合に限る。）

オ 配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしていることが認められている者（基準日において市の住民基本台帳に記録されていない者に限る。）であつて、市から平成26年1月分の児童手当又は第1項第2号ア若しくはイに掲げる児童に係る同年2月分の児童手当の支給を受けている者

カ 第1項第3号の表の3の項の左欄に掲げる場合における同項の右欄に掲げる者（市に対し、対象児童に係る児童手当法第7条第1項の規定による認定の請求をした者に限る。）

「揭示済」

亀岡市告示第63号

亀岡市特別保育事業費補助金交付要綱（平成11年亀岡市告示第45号）の一部を次のように改正する。

平成26年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

第1条中「保育所において多様化する保育需要に、より」を「多様化する保育需要に」に、「保育所」を「保育所等」に改める。

第2条中「保育所」を「保育所等」に改める。

別表中

「

保育所地域活動事業	世代間交流事業 140,000円 異年齢児交流事業 140,000円 育児講座・育児と仕事両立支援事業 140,000円	保育所地域活動事業に必要な経費
-----------	---	-----------------

」

を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第64号

亀岡市臨時特例老人医療費支給要綱を次のように定める。

平成26年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市臨時特例老人医療費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、老人のうち必要とする医療が容易に受けられない老人に対し、医療費を支給することにより、老人の福祉増進に寄与することを目的とする。

(臨時特例老人医療費の支給)

第2条 市長は、この要綱により、亀岡市の区域内に住所を有する70歳以上71歳未満の者であって、次の各号のいずれかに該当するものの疾病又は負傷について、健康保険法（大正11年法律第70号）による被保険者、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又はその他亀岡市老人医療費支給条例施行規則（平成14年亀岡市規則第1号。以下「規則」という。）に規定する医療保険に関する法令の規定による被保険者、組合員若しくは被扶養者が健康保険法、国民健康保険法又は規則に規定する医療保険に関する法令の規定による医療に関する給付を受けた場合に当該医療に関する給付の額（その者が国民健康保険法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する同法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額から高齢者の医療の確保

に関する法律（昭和57年法律第80号）第67条に規定する一部負担金に相当する額を控除した額（同法第84条及び第85条に該当する場合においては、当該控除した額にこれらの条の規定により支給される高額療養費及び高額介護合算療養費に相当する額を加算した額）を臨時特例老人医療費として支給する。ただし、当該疾病又は負傷について法令等の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、この限りでない。

- (1) ねたきりの者
- (2) 単身者
- (3) 老人世帯に属する者
- (4) 所得税非課税世帯に属する者  
(診療報酬)

第3条 前条の医療に要する費用の額は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）の規定により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(支給の制限)

第4条 臨時特例老人医療費は、第2条に規定する者の前年の所得（5月から7月までの間に受けた医療費に係る臨時特例医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）又はその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）若しくはその者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその者の生計を維持するものの前年の所得が、規則第4条に定める額を超えるときは、支給しない。

(受給者証)

第5条 臨時特例老人医療費の支給を受けようとする者は、あらかじめ規則第7条第1項に規定する老人医療費受給者証交付（更新）申請書（以下「申請書」という。）に同項各号

に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定に基づき交付（更新）申請があった場合において、その内容を審査し、臨時特例老人医療費の支給を受ける資格があると認めるときは、当該申請書に対し規則第8条に規定する老人医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を臨時特例老人医療費の支給に関する受給者証として交付する。

3 既に受給者証の交付を受けている者については、第1項に規定する申請書の提出を省略することができる。

（受給者証の有効期間等）

第6条 受給者証の有効期間は、受給資格を得るに至った日の属する月の翌月の初日から平成26年7月31日までとし、平成26年8月1日から平成27年3月31日まで更新するものとする。ただし、平成26年7月2日以降に70歳になる者に係る受給者証については、受給資格を得るに至った日の属する月の翌月の初日から平成27年3月31日までを有効期限とする。

2 受給者証の更新を受けようとする者は、申請書を市長に提出しなければならない。ただし、公簿等により引き続き受給資格があると確認できる場合は、更新の手續に代えることができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、臨時特例老人医療費の支給に必要な事項は、亀岡市老人医療費支給条例（昭和47年亀岡市条例第38号）及び規則の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から実施する。  
（失効）

2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。ただし、平成27年3月31日までに受けた医療費に関しては、なおその効力を有する。

「揭示済」

亀岡市告示第65号

亀岡市障害者ガイドヘルパー派遣事業実施要綱及び亀岡市障害者日中一時支援・生活サポート事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市障害者ガイドヘルパー派遣事業実施要綱及び亀岡市障害者日中一時支援・生活サポート事業実施要綱の一部を改正する告示

（亀岡市障害者ガイドヘルパー派遣事業実施要綱の一部改正）

第1条 亀岡市障害者ガイドヘルパー派遣事業実施要綱（平成18年亀岡市告示第161号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「障害程度区分等」を「障害支援区分等」に改める。

（亀岡市障害者日中一時支援・生活サポート事業実施要綱の一部改正）

第2条 亀岡市障害者日中一時支援・生活サポート事業実施要綱（平成18年亀岡市告示第163号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「障害程度区分等」を

「障害支援区分等」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第66号

亀岡市意思疎通支援事業実施要綱を次のように定める。

平成26年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市意思疎通支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第22条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第6号の規定に基づき、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等（以下「聴覚障害者等」という。）とその他の者との意思疎通を支援するために手話通訳者又は要約筆記者（地域生活支援事業の実施について（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別記6の4(2)アに規定する手話通訳者又は同イに規定する要約筆記者。以下「意思疎通支援者」という。）を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ることにより、自立

及び社会参加の促進に資することを目的とする。

（事業の内容等）

第2条 前条の目的を達成するため、亀岡市意思疎通支援事業（以下「事業」という。）として、次に掲げる業務を実施する。

- (1) 亀岡市意思疎通支援者（第6条第3項の規定により亀岡市意思疎通支援者登録台帳に登録された者をいう。以下同じ。）の登録に関する業務
  - (2) 亀岡市意思疎通支援者のうち、手話通訳者の派遣に関する業務
  - (3) 亀岡市意思疎通支援者のうち、要約筆記者の派遣に関する業務
  - (4) 前2号の業務を行う連絡調整業務等担当者 の設置
  - (5) 事業が円滑に行われるための業務会議の開催
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、事業の実施に必要なと認められる業務
- （実施主体）

第3条 この事業の実施主体は、亀岡市とする。（市の責務）

第4条 市長は、この事業に従事する亀岡市意思疎通支援者の健康及び安全の確保に努めなければならない。

（事業の委託及び監督等）

第5条 市長は、第2条に規定する業務を市長が適当と認めた法人（以下「受託者」という。）にその全部又は一部を委託することができる。

2 市長は、前項の規定により業務を委託したときは、業務の適正な遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、適正な履行を確保するものとする。

3 受託者は、前項の規定による市長の監督を受け、市長から役務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければなら

ない。

(亀岡市意思疎通支援者の登録)

第6条 亀岡市意思疎通支援者としての登録を希望する者(以下この条において「申請者」という。)は、亀岡市意思疎通支援者登録申請書(別記第1号様式)に、手話通訳者にあつては第1号から第3号までに掲げる資格のいずれかを証する書類を、要約筆記者にあつては第4号又は第5号に掲げる資格のいずれかを証する書類を添付して、市長に申請するものとする。

(1) 手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令(平成21年厚生労働省令第96号)に基づく手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)の合格者

(2) 京都府手話通訳者登録試験の合格者

(3) 前2号に規定する者と同等と認められる者

(4) 京都府要約筆記者登録試験の合格者

(5) 前号に規定する者と同等と認められる者

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、登録の可否を決定し、その旨を亀岡市意思疎通支援者登録決定(却下)通知書(別記第2号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により亀岡市意思疎通支援者として決定したときは、亀岡市意思疎通支援者登録台帳(別記第3号様式)に登録するものとする。

(亀岡市意思疎通支援者証)

第7条 市長は、亀岡市意思疎通支援者として登録した者に亀岡市意思疎通支援者証(別記第4号様式。以下「意思疎通支援者証」という。)を交付するものとする。ただし、都道府県の意思疎通支援者証を所持している場合は交付を省略できるものとする。

2 亀岡市意思疎通支援者は、手話通訳業務又

は要約筆記業務(以下「意思疎通支援業務」という。)を行うときは、常に意思疎通支援者証を携帯し、提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

3 亀岡市意思疎通支援者は、意思疎通支援者証を紛失等したときは、速やかに亀岡市意思疎通支援者証紛失等届兼再交付申請書(別記第5号様式)を、市長に提出しなければならない。

4 亀岡市意思疎通支援者は、登録事項に変更があるときは、速やかに亀岡市意思疎通支援者登録事項変更届(別記第6号様式)を、市長に提出しなければならない。

5 亀岡市意思疎通支援者は、登録の取消しの決定を受けたとき又は登録を辞退したときは、意思疎通支援者証を市長に返還しなければならない。

(亀岡市意思疎通支援者の責務)

第8条 亀岡市意思疎通支援者は、意思疎通支援業務を遂行するに当たって、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 業務を通じて知り得た情報を本人の同意を得ないで第三者に提供してはならないこと。

(2) 手話通訳又は要約筆記の技術及び聴覚障害者等に関する知識の向上に努めること。

2 前項第1号の規定は、亀岡市意思疎通支援者を辞した後にも適用する。

(派遣の対象者等)

第9条 亀岡市意思疎通支援者の派遣の対象となる者は、亀岡市内に居住する聴覚障害者等とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、亀岡市内において、緊急に意思疎通支援者の派遣を必要とする亀岡市外に居住する聴覚障害者等がいるときは、当該聴覚障害者等を対象者として亀岡市意思疎通支援者を派遣することができるものとする。

(派遣の内容等)

第10条 亀岡市意思疎通支援者の派遣の対象となる内容は、聴覚障害者等の日常生活及び社会生活を営むために必要なものとする。ただし、次の各号に掲げる事項は除くものとする。

- (1) 市長が、社会通念上派遣することが好ましくないと認める内容
- (2) 市長が、公共の福祉に反すると認める内容

(派遣の区域)

第11条 亀岡市意思疎通支援者の派遣の対象となる区域は、京都府内とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、亀岡市意思疎通支援者を派遣することが必要であると認めるときは、亀岡市意思疎通支援者を京都府外に派遣することができるものとする。ただし、市長は、当該派遣先が遠隔地等の理由により亀岡市意思疎通支援者を派遣することができないときは、他市区町村の意思疎通支援者の派遣を調整することができるものとする。

(派遣の申請)

第12条 亀岡市意思疎通支援者の派遣を申請することのできる者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 聴覚障害者等（第9条に規定する対象者に限る。以下この項において同じ。）及びその家族等
- (2) 聴覚障害者等で構成する団体
- (3) 聴覚障害者等に対して意思疎通の手段として意思疎通支援者を必要とする個人又は団体
- (4) 不特定多数の者が参加する催しを開催するときに、聴覚障害者等が参加することを見込む公共機関及び団体等
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 申請者は、亀岡市意思疎通支援者の派遣を希望する日の7日前までに、第2条第4号の連絡調整業務等担当者に派遣調整を依頼するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

(派遣の決定)

第13条 前条第2項の依頼を受けた連絡調整業務等担当者は、内容を審査の上、亀岡市意思疎通支援者の派遣を調整するものとする。

(申請者の費用負担)

第14条 亀岡市意思疎通支援者の派遣に要する申請者の費用負担は、原則無料とする。ただし、意思疎通支援業務を行う際に必要となる亀岡市意思疎通支援者に係る入場料、参加費その他これらに類する費用は、申請者が負担しなければならない。

(派遣の停止等)

第15条 市長は、この要綱に反し、申請者が虚偽の申請により亀岡市意思疎通支援者の派遣の決定を受けたときは、亀岡市意思疎通支援者の派遣を停止し、又は派遣に係る費用の全部若しくは一部の負担を命ずることができる。

(報告)

第16条 第13条の規定により派遣された亀岡市意思疎通支援者は、意思疎通支援業務の終了後、亀岡市意思疎通支援者派遣業務報告書（兼報酬等請求書）（別記第7号様式。以下「業務報告書」という。）を作成し、市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

(派遣の報酬等)

第17条 市長は、業務報告書により適正に意思疎通支援業務が行われたことを確認したときは、別表に定める基準により報酬等を亀岡市意思疎通支援者に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、第11条第2項ただし書の規定により、他市区町村

の意思疎通支援者を派遣したときは、その費用を負担するものとする。

(亀岡市意思疎通支援者の技術及び知識の向上)

第18条 市長は、亀岡市意思疎通支援者の技術及び知識の向上に資する研修の開催及び都道府県等の開催する研修への参加等に配慮しなければならない。

(頸肩腕障害に関する健康診断)

第19条 市長は、意思疎通支援業務の特殊性により発症が危惧される頸肩腕障害、メンタルストレスに起因する疾患等の健康障害を予防し、亀岡市意思疎通支援者の健康保持を図り、もってこの事業全体の健全な運営を確保するため、必要に応じ、亀岡市意思疎通支援者の頸肩腕障害等に関する健康診断を実施する。

(業務会議)

第20条 市長は、事業の効率的な運営を図るため、随時業務会議を開催するものとする。

2 業務会議は、次の各号に掲げる者によって開催するものとする。

(1) 聴覚障害者団体から選出された者又は聴覚障害者等

(2) 亀岡市意思疎通支援者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から実施する。

(要綱の廃止)

2 亀岡市手話通訳者派遣事業実施要綱(平成18年亀岡市告示第158号)及び亀岡市要

約筆記奉仕員派遣事業実施要綱(平成18年亀岡市告示第159号)は、廃止する。

別表（第17条関係）

項目	金額		備考
報酬	1時間当たりの基本額 (意思疎通支援業務の時間が午後6時から翌日の午前8時までの間の場合を除く。)	手話通訳又は要約筆記業務 (触手話通訳業務を除く。)  3,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者との待合せ時間から終了時間までを基準時間とし30分毎に算定する。</li> <li>別途打合せを行った場合及び自宅から意思疎通支援業務の実施場所までの移動時間が1時間を超える場合はその時間を加算する。</li> </ul>
		触手話通訳業務  4,000円	
	意思疎通支援業務の時間が午後6時から翌日の午前8時までの間の場合	午後10時から翌日の午前5時までの間に従事した場合  1時間当たりの基本額に100分の150を乗じた額	
		上記以外の時間帯  1時間当たりの基本額に100分の125を乗じた額	
交通費	自宅から意思疎通支援業務の実施場所までの往復に要した経費		実費（公共交通機関を利用した場合に限る。） 自家用車を使用した場合は、1キロメートルにつき37円とする。
	緊急時でタクシーの利用を認められた場合		タクシー料金

別記第1号様式（第6条関係）

亀岡市意思疎通支援者登録申請書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

氏名 ④

第2号様式（第6条関係）

亀岡市意思疎通支援者登録決定（却下）通知書

年 月 日

様

亀岡市長 閣

亀岡市意思疎通支援事業実施要綱第6条の規定により、亀岡市意思疎通支援者の登録を受けたいので申請します。

年 月 日付けで申請のあった亀岡市手話通訳者・要約筆記者の登録について、次のとおり（登録しました・登録できませんでした）ので通知します。

ふりがな		生年月日	年 月 日
氏名			
住所			
電話番号	( ) -		
FAX又はE-mail			
業務内容	手話通訳者（手話・触手話）・要約筆記者（手書き・パソコン）		
(都道府県)登録の有無	有（(都道府県)登録番号等）	無	
手話通訳者・要約筆記者の資格			
手話通訳者・要約筆記者経験歴			
その他特記事項			

記

- 1 亀岡市意思疎通支援者として認定します。
  - (1) 手話通訳者
  - (2) 要約筆記者
- 2 亀岡市意思疎通支援者の認定について却下します。
  - (1) 手話通訳者
  - (2) 要約筆記者  
(却下の理由)

(注1) 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。  
 (注2) その他特記事項には専門分野に関することや活動できる時間帯について記載すること。

第4号様式 (第7条関係)

<p>(表)</p> <p>90mm×55mm</p> <p>亀岡市意思疎通支援者証 (手話通訳者・要約筆記者)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin-bottom: 10px;">写真</div> <div style="text-align: center;">住所 氏名</div> <div style="text-align: center;">亀岡市第 号</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">亀岡市長</div> <div style="text-align: center;">年 月 日 生</div> <div style="text-align: center;">團</div> </div>	<p>(裏)</p> <p>注 意</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 通訳活動の際は、この証を携帯すること。</li> <li>2 この証を譲与又は貸与してはならない。</li> <li>3 記載事項に変更を生じたとき又は亀岡市意思疎通支援者を 辞退した場合には、返納すること。</li> <li>4 提示を求められた場合は、これを提示しなければならぬ。</li> </ol>
---	--

第3号様式 (第6条関係)

写 真	亀岡市意思疎通支援者登録台帳	
	登録番号	亀岡市第 号
ふりがな	登録年月日	年 月 日
氏名	生年月日	年 月 日
住所		
電話番号	( ) -	
FAX又はE-mail		
業務内容	手話通訳者(手話・触手話) 要約筆記者(手書き・パソコン)	
(都道府県)登録の有無	有((都道府県)登録番号等)	無
手話通訳者・要約筆記者の資格		
手話通訳者・要約筆記者の経歴		
その他特記事項		

第5号様式（第7条関係）

亀岡市意思疎通支援者証紛失等届兼再交付申請書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

氏名 ㊟

先に交付された亀岡市意思疎通支援者証について、紛失等したので届け出ます。  
なお、意思疎通支援者証の再交付を申請します。

氏名	
住所	
電話番号	( ) -
紛失等の別	紛失・盗難・毀損
発生日時	年 月 日 時 分
発生時の状況	
備考	

第6号様式（第7条関係）

亀岡市意思疎通支援者登録事項変更届

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

氏名 ㊟

亀岡市意思疎通支援事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり登録事項を変更したので届け出ます。

記

変更理由	
変更年月日	年 月 日
変更事項	変更前 変更後

第7号様式（第15条関係）

亀岡市意思疎通支援者派遣業務報告書（兼報酬等請求書）

年 月 日

（宛先） 亀岡市長

意思疎通支援者氏名

Ⓔ

（裏）

業務上の問題点・状況・意見等

次のとおり報告（・請求）します。

申請者			
派遣日時	年 月 日 ( )	時 分 から	時 分 まで
派遣場所	計 時間 分		
派遣内容			
報酬	申請者との待合せから終了までの間のうち午前8時から午後6時までの間に業務に従事した時間 手話通訳又は要約筆記 時間×基本額3,000円＝ 円		
	触手話 時間×基本額4,000円＝ 円		
報酬等の請求額	待合せから終了までの間のうち午前5時から午前8時までの間及び午後6時から午後10時までの間に業務に従事した時間 時間×基本額×125/100＝ 円		
	待合せから終了までの間のうち午後10時から翌日午前5時までの間に業務に従事した時間 時間×基本額×150/100＝ 円		
交通費	実費 ( ~ )		
	自家用車利用 単価 37円/km × km		
合計	タクシー料金（緊急時でタクシーの利用を認められた場合（領収書添付）） 円		
合計	円		

業務上の問題点・状況・意見等は、裏面に記入すること。

「揭示済」

亀岡市告示第67号

亀岡市介護保険利用者負担額減免取扱要綱を次のように定める。

平成26年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市介護保険利用者負担額減免  
取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第50条に規定する居宅介護サービス等の額の特例又は第60条に規定する介護予防サービス費等の額の特例による利用者負担額の減免の取扱いに関し、亀岡市介護保険条例施行規則（平成12年亀岡市規則第37号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 減免の対象者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第83条第1項又は第97条第1項に規定する事情に該当する要介護被保険者又は要支援被保険者（以下「要介護被保険者等」という。）とする。

(減免の対象となる利用者負担額)

第3条 減免の対象となる利用者負担額は、市長が規則第22条第1項の介護保険利用者負担額減額・免除申請書（以下「申請書」という。）及びその審査を行うために必要となる書類を受理した日の属する月の翌月分以降の介護給付又は予防給付に係る利用者負担額とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

(災害による減免)

第4条 市長は、要介護被保険者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者が省令第83条第1項第1号又は第97条第1項第1号に該当する場合（以下「災害」という。）であって、住宅、家財又はその他の財産に100分の30以上の損害を受けたときは、当該要介護被保険者等の利用者負担額を別表第1に掲げる損害の程度の区分に応じ、免除することができる。

(所得減少による減額)

第5条 市長は、要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者が省令第83条第1項第2号から第4号まで及び第97条第1項第2号から第4号までの規定のいずれかに該当する場合（以下「所得激減」という。）であって、当該年中の見込所得金額（退職金、雇用保険給付金、保険金、補償金等により給付される金額を含む。）が前年の合計所得金額に対して100分の50以上減少し、かつ、当該要介護被保険者等の属する世帯の直近3月（申請日の属する月を含む。）の実収入額（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の要否の決定に用いられる収入の認定額をいう。）の平均（以下「実収入月額の平均」という。）が、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に定める生活保護基準額（介護扶助費を除く。以下同じ。）の100分の120以下であるときは、当該要介護被保険者等の利用者負担額を別表第2に掲げる減額算定率の区分に応じ、減額することができる。

(減免の申請)

第6条 減免を受けようとする要介護被保険者等は、申請書のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類及びその他市長が必要と認める書類を市長に提出しなけれ

ばならない。

- (1) 災害による減免 災証明書
- (2) 所得激減による減免 収入等を証明する書類

2 減免の申請は、減免事由の生じた日から6月以内に行わなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

(他の制度との適用関係)

第7条 次の各号に掲げる減額又は軽減との適用関係は、この要綱による利用者負担額の減免を行った後の利用者負担額について、各号に掲げる減額又は軽減を行うものとする。

- (1) 亀岡市訪問介護利用者負担額補助事業実施要綱（平成12年亀岡市告示第105号）の規定による減額
- (2) 亀岡市社会福祉法人等介護保険事業利用者負担軽減要綱（平成12年亀岡市告示第106号）の規定による軽減

2 法第51条第1項に規定する高額介護サービス費及び法第61条第1項に規定する高額介護予防サービス費並びに法第51条の2第1項に規定する高額医療合算介護サービス費及び法第61条の2第1項に規定する高額医療合算介護予防サービス費（以下「高額介護サービス費等」という。）との適用関係は、この要綱による利用者負担額の減免を行った後の利用者負担額を高額介護サービス費等の対象とする。

3 介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条に規定する要介護旧措置入所者は、当該特例による減免割合を超えて減免する場合に限り、この要綱を適用するものとする。

(減免の取消し)

第8条 市長は、減免を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その減免を取り消し、その旨を当該要介護被保険

者等に通知するとともに、減免により減額した額を当該要介護被保険者等から徴収する。

- (1) 事情の変化によって減免が不適当となった者
- (2) 偽りその他不正の行為によって減免を受けた者  
(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

別表第1（第4条関係）

損害の程度	免除期間	減額割合	(給付率)
5割以上	1年以内	10割	100/100
3割以上5割未満	6月以内	10割	100/100

別表第2（第5条関係）

利用者負担額－（実収入月額－生活保護基準額）／利用者負担額＝減額算定率			
上記の式から算出される減額算定率	減額期間	減額割合	(給付率)
0.5未満	6月以内	5割	95/100
0.5以上	6月以内	7割	97/100

## 備考

- 1 実収入月額の平均が、生活保護基準額を下回る場合は、生活保護基準額と同額とする。
- 2 利用者負担額は、直近のサービス利用分の1箇月の自己負担額とする。

「揭示済」

亀岡市告示第68号

亀岡市社会福祉法人等介護保険事業利用者負担軽減要綱（平成12年亀岡市告示第106号）の一部を次のように改正する。

平成26年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

附則に次の1項を加える。

（生活扶助基準の改正に伴う軽減対象者の特例）

- 3 平成26年4月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点における軽減者又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかったもののうち、引き続き第2条第1項に該当するものについては、第10条第1項の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外に係る利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は、2分の1）を原則とするとともに、居住費に係る利用者負担については全額とすることができる。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

---

亀岡市告示第69号

亀岡市基準該当介護予防支援事業者の登録等に関する要綱（平成18年亀岡市告示第129号）の一部を次のように改正する。

平成26年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

第5条第2項中「法第59条第2項」を「法第59条第3項」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

## 亀岡市告示第70号

亀岡市予防接種費用助成金交付要綱（平成14年亀岡市告示第46号）の一部を次のように改正する。

平成26年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

予防接種の種類		助成額
ヒブ		8,251円
小児用肺炎球菌		11,556円
4種混合（クアトロバック皮下注シリンジ）		10,800円
4種混合（テトラビック皮下注シリンジ）		10,908円
3種混合		5,368円
2種混合	第1期	5,753円
	第2期	4,115円
不活化ポリオ		9,666円
麻しん風しん混合	第1・2期	11,345円
	第3・4期	9,833円
麻しん	第1・2期	9,526円
	第3・4期	6,296円
風しん	第1・2期	7,819円
	第3・4期	6,307円
日本脳炎		6,888円
子宮頸がん予防		15,696円
BCG		8,726円
インフルエンザ		3,352円
	市民税非課税世帯及び生活保護世帯に属する被接種者	4,352円

備考 医療機関に支払った費用が助成額を下回る場合は、医療機関に支払った費用とする。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第4条関係）

<p>亀岡市予防接種費用助成金交付申請書</p> <p>亀岡市予防接種費用助成金交付要綱に基づき、次のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>(宛先) 亀岡市長</p> <p style="text-align: center;">〒 -</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="text-align: center;">被接種者との続柄 ( )</p> <p style="text-align: center;">電 話 - -</p>			
被接種者氏名		生年月日	年 月 日
被接種者住所	亀岡市		
接種医療機関名	住 所		
	名 称		
予防接種の種類		接 種 日	年 月 日
接 種 費 用	円		

添付書類  
 接種にかかったことを証明する領収書

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第5条関係）

<p>亀岡市予防接種費用助成金交付請求書</p> <p>年 月 日付けで交付決定のありました予防接種費用助成金について、 亀岡市予防接種費用助成金交付要綱に基づき、次のとおり請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) 亀岡市長</p> <p style="text-align: center;">(〒 - )</p> <p>請求者 住 所.....</p> <p style="padding-left: 150px;">氏 名.....<sup>㊟</sup></p> <p style="padding-left: 150px;">被接種者との続柄.....</p> <p style="padding-left: 150px;">電話番号（自宅）.....</p> <p style="padding-left: 150px;">（携帯）.....</p>				
被接種者氏名		生年月日	年 月 日	
被接種者住所	亀岡市			
請 求 額	円			
振 込 先	金融機関名	銀 行 信用金庫 農業協同組合		支店
	預金種別	普通・当座	口座 番号	右つめて記入してください
	口座名義	(フリガナ)		

※請求者名と振込先口座名義を同一名で記入してください。異なる場合は委任状が必要です。  
 ※ゆうちょ銀行の支店名は、漢字で記入してください。  
 ※ゆうちょ銀行の口座番号は8桁ありますが、上7桁の数字を記入してください。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第71号

亀岡市妊婦健診費用助成要綱（平成20年亀岡市告示第53号）の一部を次のように改正する。

平成26年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

第4条中「回数は上限14回とし、内容及び実施時期は」を「内容及び回数は、」に改める。

第10条中「若しくは」を「又は」に改め、「行為で」の次に「助成金の」を加える。

別表中「3,200円」を「3,230円」に、「44,800円」を「45,220円」に、「3,170円」を「3,210円」に、「6,340円」を「6,420円」に、「1,620円」を「1,660円」に、「4,530円」を「4,490円」に、「1,270円」を「1,230円」に、「2,500円」を「2,440円」に、「90,330円」を「90,730円」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第7条関係）

亀岡市妊婦健診費用助成金交付申請書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者

〒

住 所

氏 名

㊟

電話番号

受診者との続柄

亀岡市妊婦健診費用助成要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

申請額（下表の①+②） \_\_\_\_\_ 円

健診項目	受診日	受診費用 (円)	上限額 (円)	健診項目	受診日	受診費用 (円)	上限額 (円)
基本健診①	年 月 日		3,230	前期血液①	年 月 日		3,210
基本健診②	年 月 日		3,230	前期血液②	年 月 日		420
基本健診③	年 月 日		3,230	中期血液③	年 月 日		3,210
基本健診④	年 月 日		3,230	後期血液④	年 月 日		1,660
基本健診⑤	年 月 日		3,230	前期免疫	年 月 日		4,490
基本健診⑥	年 月 日		3,230	中期～後期B群	年 月 日		3,400
基本健診⑦	年 月 日		3,230	前期H I V	年 月 日		1,230
基本健診⑧	年 月 日		3,230	前期がん	年 月 日		3,400
基本健診⑨	年 月 日		3,230	超音波①	年 月 日		5,300
基本健診⑩	年 月 日		3,230	超音波②	年 月 日		5,300
基本健診⑪	年 月 日		3,230	超音波③	年 月 日		5,300
基本健診⑫	年 月 日		3,230	超音波④	年 月 日		5,300
基本健診⑬	年 月 日		3,230	HTLV-1	年 月 日		850
基本健診⑭	年 月 日		3,230	クラミジア	年 月 日		2,440
受診費用又は上限額の低い方の金額の合計		①		受診費用又は上限額の低い方の金額の合計		②	

\*申請者と受診者が異なる場合は記入してください。

受診者 〒

住所 亀岡市

(電話)

氏名

生年月日

年 月 日

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

請求者

〒

住 所

氏 名

印

電話番号

受診者との続柄

亀岡市妊婦健診費用助成金交付請求書

年 月 日付で交付決定のありました妊婦健診費用助成金について、亀岡市妊婦健診費用助成要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請 求 額	円
-------	---

振 込 先	金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合
	支 店 名	支店
	預 金 種 別	普通 ・ 当座
	口 座 番 号	右づめで記入してください
	口座名義人 (請求者の口座)	(フリガナ) .....

※ゆうちょ銀行の支店名は、漢字で記入してください。

※ゆうちょ銀行の口座番号は8桁ありますが、上7桁の漢字を記入してください。

(請求者と受診者が異なる場合は記入してください。)

受 診 者	住所 〒 亀岡市
	氏名

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第72号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
京都市下京区西七条掛越町65番地 公益社団法人京都府獣医師会 会長 原 哲男	狂犬病予防注射済票交付手数料

2 委託の期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第73号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成26年4月2日

亀岡市長 栗山正隆

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者の住所・氏名又は名称	
		住 所	氏名又は名称
1	督促状 平成25年度 軽自動車税	省略	省略
2	督促状 平成25年度 軽自動車税	省略	省略

3	督促状 平成25年度 軽自動車税	省略	省略
4	督促状 平成25年度 軽自動車税	省略	省略
5	督促状 平成25年度 軽自動車税	省略	省略
6	督促状 平成25年度 軽自動車税	省略	省略
7	督促状 平成25年度 軽自動車税	省略	省略
8	督促状 平成25年度 軽自動車税	省略	省略
9	督促状 平成25年度 軽自動車税	省略	省略
10	督促状 平成25年度 軽自動車税	省略	省略
11	督促状 平成25年度 軽自動車税	省略	省略
12	督促状 平成25年度 軽自動車税	省略	省略
13	督促状 平成25年度 軽自動車税	省略	省略
14	督促状 平成25年度 軽自動車税	省略	省略
15	督促状 平成25年度 軽自動車税	省略	省略
16	督促状 平成25年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
17	督促状 平成25年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
18	督促状 平成25年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
19	督促状 平成25年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
20	督促状 平成25年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
21	督促状 平成25年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
22	督促状 平成25年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
23	督促状 平成25年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
24	督促状 平成25年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
25	督促状 平成25年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
26	督促状 平成25年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
27	督促状 平成25年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
28	督促状 平成25年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略

29	督促状 平成25年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
30	督促状 平成25年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
31	督促状 平成25年度第3期・第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
32	督促状 平成25年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
33	督促状 平成25年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
34	督促状 平成25年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
35	督促状 平成25年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
36	督促状 平成25年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
37	督促状 平成25年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
38	督促状 平成25年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
39	督促状 平成25年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
40	督促状 平成25年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
41	督促状 平成25年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
42	督促状 平成25年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
43	督促状 平成25年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
44	督促状 平成25年度第3期・第4期分 市府民税	省略	省略
45	督促状 平成25年度第3期・第4期分 市府民税	省略	省略
46	督促状 平成25年度第4期分 市府民税	省略	省略
47	督促状 平成25年度第3期・第4期分 市府民税	省略	省略
48	督促状 平成25年度第4期分 市府民税	省略	省略
49	督促状 平成25年度第3期・第4期分 市府民税	省略	省略
50	督促状 平成25年度第3期・第4期分 市府民税	省略	省略
51	督促状 平成25年度第3期・第4期分 市府民税	省略	省略
52	督促状 平成25年度第4期分 市府民税	省略	省略
53	督促状 平成25年度第4期分 市府民税	省略	省略
54	督促状 平成25年度第4期分 市府民税	省略	省略

55	督促状 平成25年度第4期分 市府民税	省略	省略
56	督促状 平成25年度第4期分 市府民税	省略	省略
57	督促状 平成25年度第4期分 市府民税	省略	省略
58	督促状 平成25年度第4期分 市府民税	省略	省略
59	督促状 平成25年度第4期分 市府民税	省略	省略
60	督促状 平成25年度第4期分 市府民税	省略	省略
61	督促状 平成25年度第3期・第4期分 市府民税	省略	省略

- 2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第74号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年4月8日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1122-71015

- 1 保 険 者  
    亀岡市（26-007-5）  
    京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
    平成26年4月1日
- 3 無効になる日  
    平成26年4月8日

「揭示済」

亀岡市告示第75号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年4月9日

亀岡市長 栗山正隆

「保津町第4区」

- 1 変更があった事項及び内容  
    代表者の住所及び氏名  
    住所 省略  
    氏名 桂 廣道
- 2 変更年月日  
    平成26年4月1日
- 3 変更理由  
    任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第76号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年4月9日

亀岡市長 栗山正隆

「保津町第1区」

- 1 変更があった事項及び内容  
    代表者の住所及び氏名  
    住所 省略  
    氏名 長尾 一
- 2 変更年月日  
    平成26年4月1日
- 3 変更理由  
    任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第77号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年4月9日

亀岡市長 栗山正隆

「河原林町勝林島下島区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 林 宏史

2 変更年月日

平成26年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第78号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年4月9日

亀岡市長 栗山正隆

「宮前町猪倉区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 太田 裕

2 変更年月日

平成26年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第79号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年4月9日

亀岡市長 栗山正隆

「三宅町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 北川 鯉助

2 変更年月日

平成26年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第80号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年4月9日

亀岡市長 栗山正隆

「北古世町自治会」

1 主たる事務所所在地の変更

- (1) 省略
- (2) 変更年月日 平成26年4月1日

2 代表者の変更

- (1) 代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 山本 信雄
- (2) 変更年月日  
平成26年4月1日

(3) 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第81号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年4月9日

亀岡市長 栗山正隆

「保津町第七区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 岸谷 修一

2 変更年月日

平成26年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

## 亀岡市告示第82号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成26年4月14日

亀岡市長 栗山正隆

## 1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者の住所・氏名	
		住 所	氏 名
1	督促状 平成25年度第4期分 市府民税	省略	省略
2	督促状 平成25年度第5期分 市府民税	省略	省略
3	督促状 平成25年度第5期分 市府民税	省略	省略
4	督促状 平成25年度第6期分 市府民税	省略	省略
5	督促状 平成25年度第4期分 市府民税	省略	省略
6	督促状 平成25年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
7	督促状 平成25年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年4月21日

亀岡市長 栗山正隆

「西堅町自治会」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 品川 京一
- 2 変更年月日  
平成26年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第84号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年4月21日

亀岡市長 栗山正隆

「保津町第6区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 岸谷 健二
- 2 変更年月日  
平成26年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第85号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年4月21日

亀岡市長 栗山正隆

「稗田野町西佐伯区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 長谷川 富男
- 2 変更年月日  
平成26年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第86号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年4月21日

亀岡市長 栗山正隆

「池尻区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 浅田 義一

2 変更年月日

平成26年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第87号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年4月21日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0122-61004

1 保険者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成26年4月1日

3 無効になる日

平成26年4月21日

「揭示済」

亀岡市告示第88号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年4月22日

亀岡市長 栗山正隆

「大井町かすみヶ丘区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 山本 高志

2 変更年月日

平成26年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第89号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年4月22日

亀岡市長 栗山正隆

「千歳町国分区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 亀谷 益夫

2 変更年月日

平成26年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第90号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年4月22日

亀岡市長 栗山正隆

「横町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 長島 修

2 変更年月日

平成26年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第91号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年4月22日

亀岡市長 栗山正隆

「曾我部町春日部区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 山内 幸治

2 変更年月日

平成26年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第92号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年4月22日

亀岡市長 栗山正隆

「神前区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 人見 敬久
- 2 変更年月日  
平成26年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第93号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年4月22日

亀岡市長 栗山正隆

「河原林町河原尻高野区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 小林 創世
- 2 変更年月日  
平成26年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第94号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年4月22日

亀岡市長 栗山正隆

「曾我部町重利区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 入江 賢司
- 2 変更年月日  
平成26年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第95号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年4月22日

亀岡市長 栗山正隆

「河原林町東町区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 富田 常雄
- 2 変更年月日  
平成26年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第96号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年4月22日

亀岡市長 栗山正隆

「千歳町小口区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 平野 哲也
- 2 変更年月日  
平成26年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第97号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年4月22日

亀岡市長 栗山正隆

「稗田野町太田区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 池田 啓一
- 2 変更年月日  
平成26年4月6日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第98号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年4月22日

亀岡市長 栗山正隆

「稗田野町下佐伯区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 大石 健一

2 変更年月日

平成26年4月6日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第99号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年4月22日

亀岡市長 栗山正隆

「稗田野町鹿谷区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 竹岡 章夫

2 変更年月日

平成26年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第100号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年4月24日

亀岡市長 栗山正隆

「柳町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 桂 喬茂

2 変更年月日

平成26年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第101号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年4月24日

亀岡市長 栗山正隆

「曾我部町西条区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 木内 勉

2 変更年月日

平成26年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第102号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年4月24日

亀岡市長 栗山正隆

「東別院町鎌倉雁松区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 山本 和秀

2 変更年月日

平成26年4月13日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第103号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年4月24日

亀岡市長 栗山正隆

「千代川町今津区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 佐藤 温三

2 変更年月日

平成26年4月13日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第104号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年4月24日

亀岡市長 栗山正隆

「本梅町グリーンタウン区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 辻井 明

2 変更年月日

平成26年4月6日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「掲示済」

亀岡市告示第105号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年4月24日

亀岡市長 栗山正隆

「曾我部町南條区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 赤澤 仁

2 変更年月日

平成26年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「掲示済」

亀岡市告示第106号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成26年4月24日

亀岡市長 栗山正隆

「塩屋町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 伊藤 三春

2 変更年月日

平成26年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「掲示済」

亀岡市告示第107号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成26年4月24日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0703-81022

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成26年4月1日

3 無効になる日

平成26年4月24日

「揭示済」

亀岡市告示第108号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成26年4月25日

亀岡市長 栗山正隆

1 送達する書類

督促状 平成25年度第7期分  
平成23年課税分 市府民税  
平成25年度第7期分  
平成24年課税分 市府民税

2 送達を受けるべき者の住所・氏名  
省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

# 公 告

亀岡市公告第18号

一般競争入札（条件付き）にかかる特定建設工事共同企業体の公募について、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成26年4月23日

亀岡市長 栗山正隆

## 1 工事の概要等

### (1) 工事番号及び工事名

25教第3号 亀岡市立川東小学校・高田中学校改築工事（建築）（Ⅱ期）

### (2) 工事場所 亀岡市馬路町地内

### (3) 工事種別 建築一式工事

### (4) 工事概要

亀岡市立川東小学校・高田中学校改築工事（Ⅱ期）

- ・特別教室棟・屋内運動場新築工事に係る建築工事 一式
- ・上記に係る付帯建築工事 一式
- ・上記に係る除却工事 一式

### (5) 予定価格 931,824,000円

（入札書比較金額 862,800,000円）

### (6) 工 期 契約日の翌日から平成27年12月28日まで

### (7) 部分払

有

- ・平成26年度出来高予定額に係る部分払 1回
- ・平成27年度出来高予定額に係る部分払 1回

### (8) 前金払

有（保証事業会社の保証が必要）

- ・平成26年度出来高予定額に係る前払金 1回
- ・平成27年度出来高予定額に係る前払金 1回

### (9) 中間前金払 無

### (10) 最低制限価格 採用

### (11) 入札保証金 免除

### (12) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

## 2 入札参加資格要件等

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。

### (1) 特定建設工事共同企業体の要件

ア 平成26年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者3社ないし4社による共同企業体とする。ただし、1社が複数の共同企業体の代表者又は構成員となることはできない。

イ 共同企業体は、自主結成とする。

ウ 構成員の出資比率は、すべての構成員が、20パーセント以上の出資比率であるものとする。

エ 共同企業体入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出期限日から開札日までの期間において、亀岡市の指名停止を受けていないこと。

(2) 共同企業体の代表者の要件

ア 平成26年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 監理技術者として、「建築一式工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。

ウ 出資比率が、構成員中最大の者であること。

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件

ア 平成26年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 主任技術者として、「建築一式工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。

(4) 特定建設工事共同企業体の協定方式

協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。共同企業体の名称は、「〇〇・△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

(5) その他

一般競争入札公告共通事項（以下「共通事項」という。）のとおりとする。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 共同企業体入札参加申請書（別紙）

(2) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）（別紙）

(3) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、すべての候補者について条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

※ 提出書類は、電子入札システムにより提出するものとするが、3の(1)、(2)については、押印がある書類のPDF化したものを提出すること。

## 4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成26年4月23日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成26年4月23日（水） 午後3時から なお、詳細な設計図書については、 平成26年5月7日（水） 午後5時から 平成26年5月20日（火） 午後5時15分まで （閉庁日・閉庁時間は除く）	共通事項2のとおり  ※詳細な設計図書 亀岡市役所3階契約検査課において共同企業体代表者に配布
入札参加資格確認申請書等の受付	平成26年4月30日（水） 午前9時から午後5時まで 平成26年5月1日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成26年5月7日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知。	競争参加資格確認通知書をもって競争入札参加資格があるものとする。
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成26年4月25日（金） 正午まで 設計図書に関する質問 平成26年5月13日（火） 午後5時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成26年5月15日（木） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成26年5月21日（水） 午前9時から午後5時まで 平成26年5月22日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成26年5月23日（金） 午前10時00分	電子入札システムによる

※ 詳細な設計図書については、平成26年5月7日（水）午後5時から平成26年5月20日（火）午後5時15分までの間（閉庁日、閉庁時間を除く）、亀岡市役所3階契約検査課にて、参加申請のあった特定建設工事共同企業体の代表者に配布する。受領の際、直接受領する者の印（認印でも可）を持参すること。

（注）都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加資格確認申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、共同企業体入札参加申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

(1) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年亀岡市条例第1号）に該当する契約は、議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決を得た時にこれを本契約とみなす。

(2) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(3) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(4) 落札者は、地元建設業支援のために、可能な限りにおいて地元業者を下請けに利用すること。

(5) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書を送信しようとして、パソコントラブル等により送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に

提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

(6) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課  
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第19号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条第8項の規定により公告する。

平成26年4月25日

亀岡市長 栗山正隆

記

- |        |                      |
|--------|----------------------|
| 1 捕獲日時 | 平成26年4月22日<br>午前11時頃 |
| 2 捕獲場所 | 亀岡市千歳町千歳地内           |
| 3 種類   | 雑種                   |
| 4 毛色   | 黒茶                   |
| 5 性別   | 雌                    |
| 6 体格   | 中型                   |
| 7 犬の鑑札 | なし                   |
| 8 注射済票 | なし                   |

(注意) 公告期間満了の日の翌日(平成26年4月28日)までに引取りのないときは処分される。

(連絡先) 京都府南丹保健所環境衛生室  
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

## 任免及び辞令

上田正昭  
亀岡市の生涯学習によるまちづくり推進にかか  
る亀岡市学術顧問に委嘱します  
任期は平成27年3月31日までとします

山口浩和  
宇佐美年樹子  
梅原啓三  
浅田美佐保  
木村和子  
農添光陽  
長澤靖史  
並河芳昭  
柳原邦弘  
山田百香  
奥野正三  
柿谷正幸  
中川重昭  
稲本理恵子  
松永枝美子  
川人岳雄  
平井和夫  
佐々木由紀子  
末吉昭弘  
田中貴弘  
西垣久敬  
関彰  
大西登  
竹原将司  
福田明美  
斎藤嘉徳  
栗林亨  
山内知行  
大田實男  
高田登紀子

(各 通)

林家利憲  
亀岡市スポーツ推進委員に委嘱します  
任期は平成28年3月31日までとします  
江口昌道  
亀岡市教育委員会委員に任命します  
西村克巳  
亀岡市監査委員に選任します  
平成26年4月1日

## 監査委員欄

### 公表

亀岡市監査公表第7号

地方自治法第199条第5項の規定による監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

平成26年4月21日

亀岡市監査委員 関本孝一  
亀岡市監査委員 西村克巳

- 1 監査の種類 平成26年度随時監査
- 2 監査の対象  
平成25年度末現在の次の棚卸状況について  
(1) 上下水道部の貯蔵品（緊急修繕用材料及びメーター）  
(2) 市立病院の医薬品・診療材料
- 3 監査実施日 平成26年4月8日（火）
- 4 監査の結果  
上下水道部の貯蔵品（緊急修繕用材料及びメーター）及び市立病院の医薬品・診療材料の残高数量を抽出により関係帳簿と突合するとともに、保管状況について監査を実施したところ、棚卸状況は適正であった。  
なお、監査執行の過程において、関係書類等で気付いた軽易な事項については、適宜指導したところである。

「揭示済」

# 教育委員会欄

## 任免及び辞令

西垣逸郎  
 亀岡市立亀岡小学校医に委嘱します

藤原史博  
 亀岡市立安詳小学校医に委嘱します

佐藤英夫  
 亀岡市立東別院小学校医に委嘱します

東原博司  
 亀岡市立西別院小学校医に委嘱します

東原博司  
 亀岡市立曾我部小学校医に委嘱します

佐藤俊之  
 亀岡市立吉川小学校医に委嘱します

佐藤明美  
 亀岡市立稗田野小学校医に委嘱します

調早苗  
 亀岡市立本梅小学校医に委嘱します

佐藤俊之  
 亀岡市立畑野小学校医に委嘱します

吉岡隆行  
 亀岡市立青野小学校医に委嘱します

寺田直人  
 亀岡市立大井小学校医に委嘱します

森戸俊典  
 亀岡市立千代川小学校医に委嘱します

中川務  
 亀岡市立川東小学校医に委嘱します

白川和夫  
 亀岡市立保津小学校医に委嘱します

樋垣泰伸  
 亀岡市立つつじヶ丘小学校医に委嘱します

上原久和  
 亀岡市立城西小学校医に委嘱します

植木孝宜  
 亀岡市立詳徳小学校医に委嘱します

飯野茂  
 亀岡市立南つつじヶ丘小学校医に委嘱します

平田正弘  
 亀岡市立亀岡中学校医に委嘱します

佐藤英夫  
 亀岡市立別院中学校医に委嘱します

吉岡克己  
 亀岡市立南桑中学校医に委嘱します

調幸治  
 亀岡市立育親中学校医に委嘱します

平岡聡  
 亀岡市立高田中学校医に委嘱します

十倉佳史  
 亀岡市立東輝中学校医に委嘱します

文字直  
 亀岡市立大成中学校医に委嘱します

加藤啓一郎  
 亀岡市立詳徳中学校医に委嘱します

藤原史博  
 亀岡市立幼稚園医に委嘱します

嶋村浩一  
 亀岡市立亀岡小学校歯科医に委嘱します

並河治之  
 亀岡市立安詳小学校歯科医に委嘱します

前川眞司  
 亀岡市立東別院小学校歯科医に委嘱します

脇新五  
 亀岡市立西別院小学校歯科医に委嘱します

内藤春生  
 亀岡市立曾我部小学校歯科医に委嘱します

荻野茂  
 亀岡市立吉川小学校歯科医に委嘱します

天野浩  
 亀岡市立稗田野小学校歯科医に委嘱します

斎藤義裕  
 亀岡市立本梅小学校歯科医に委嘱します

藤田 幸彦 亀岡市立畑野小学校歯科医に委嘱します	小野 恒太郎 亀岡市立幼稚園歯科医に委嘱します
細木 一成 亀岡市立青野小学校歯科医に委嘱します	神田 孝泰 亀岡市立亀岡小学校薬剤師に委嘱します
遠坂 豊 亀岡市立大井小学校歯科医に委嘱します	有馬 和希 亀岡市立安詳小学校薬剤師に委嘱します
浦田 眞幸 亀岡市立千代川小学校歯科医に委嘱します	安達 整実 亀岡市立東別院小学校薬剤師に委嘱します
植村 正敏 亀岡市立川東小学校歯科医に委嘱します	岩田 庄司 亀岡市立西別院小学校薬剤師に委嘱します
石川 清之 亀岡市立保津小学校歯科医に委嘱します	浅井 直子 亀岡市立曾我部小学校薬剤師に委嘱します
中村 弘之 亀岡市立つつじヶ丘小学校歯科医に委嘱します	武田 紗代子 亀岡市立吉川小学校薬剤師に委嘱します
中川 幹也 亀岡市立城西小学校歯科医に委嘱します	田原 浩 亀岡市立稗田野小学校薬剤師に委嘱します
池田 利夫 亀岡市立詳徳小学校歯科医に委嘱します	片山 徹 亀岡市立本梅小学校薬剤師に委嘱します
前田 文義 亀岡市立南つつじヶ丘小学校歯科医に委嘱します	江頭 未来 亀岡市立畑野小学校薬剤師に委嘱します
安井 明平 亀岡市立亀岡中学校歯科医に委嘱します	森 麻由子 亀岡市立青野小学校薬剤師に委嘱します
泉 要佑 亀岡市立別院中学校歯科医に委嘱します	中西 暢之 亀岡市立大井小学校薬剤師に委嘱します
市川 章 亀岡市立南桑中学校歯科医に委嘱します	池田 将吾 亀岡市立千代川小学校薬剤師に委嘱します
西田 幸弘 亀岡市立育親中学校歯科医に委嘱します	重田 喜美子 亀岡市立川東小学校薬剤師に委嘱します
坂井 知明 亀岡市立高田中学校歯科医に委嘱します	澤田 祐樹 亀岡市立保津小学校薬剤師に委嘱します
中川 博友 亀岡市立東輝中学校歯科医に委嘱します	宮里 輔 亀岡市立つつじヶ丘小学校薬剤師に委嘱します
吉田 龍兒 亀岡市立大成中学校歯科医に委嘱します	杉 政貴幸 亀岡市立城西小学校薬剤師に委嘱します
岡本 眞和 亀岡市立詳徳中学校歯科医に委嘱します	西脇 千晶 亀岡市立詳徳小学校薬剤師に委嘱します

石丸 武史  
亀岡市立南つつじヶ丘小学校薬剤師に委嘱します

栗林 高宏  
亀岡市立亀岡中学校薬剤師に委嘱します

天野 順介  
亀岡市立別院中学校薬剤師に委嘱します

寺田 希久子  
亀岡市立南桑中学校薬剤師に委嘱します

笹田 勇一  
亀岡市立育親中学校薬剤師に委嘱します

永田 昭雄  
亀岡市立高田中学校薬剤師に委嘱します

俵 知可  
亀岡市立東輝中学校薬剤師に委嘱します

中川 喜よ美  
亀岡市立大成中学校薬剤師に委嘱します

有馬 和希  
亀岡市立詳徳中学校薬剤師に委嘱します

田原 浩  
亀岡市立幼稚園薬剤師に委嘱します

平成26年4月1日

## 選挙管理委員会欄

### 告示

亀岡市選挙管理委員会告示第22号

平成26年4月6日執行の京都府知事選挙の  
亀岡市開票区においては、公職選挙法第62条  
第2項、第4項又は第5項の規定による開票立  
会人を定めるくじは、行わない。

平成26年4月3日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

「揭示済」

## 亀岡市選挙管理委員会告示第23号

平成26年4月6日執行の京都府知事選挙における投票管理者及び同職務代理者を次のとおり変更した。

平成26年4月5日

亀岡市選挙管理委員会委員長 野崎千恵子

投票区	投票管理者			
	変更後		変更前	
	住所	氏名	住所	氏名
第1投票区	省略	齋藤 亀雄	省略	小寺 邦明

投票区	投票管理者職務代理者			
	変更後		変更前	
	住所	氏名	住所	氏名
第21投票区	省略	野々村 寿良	省略	内藤 誠司

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第24号

平成26年4月6日執行の京都府知事選挙の開票の日時を次のように変更する。

平成26年4月6日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

開票日時 平成26年4月6日  
午後9時00分

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第25号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による公営施設使用の個人演説会等施設として、次の施設を指定したので告示する。

平成26年4月21日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

指定する施設

施設の名称	所在地
亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目43番1号

「揭示済」

公平委員会欄

規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月1日

亀岡市公平委員会  
委員長 松本貞男

亀岡市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年亀岡市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長部局の項中「、室長」の次に「、危機管理監」を、「、副課長」の次に「、担当副課長」を加え、「担当副課長・」を削る。

別表第2幼稚園の項中「園長」の次に「・副園長」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月1日

亀岡市公平委員会  
委員長 松本貞男

亀岡市公平委員会規則第2号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年亀岡市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1教育委員会事務局の項中「副課長」の次に「、担当副課長」を加える。

別表第2幼稚園の項中「・副園長」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

## 告 示

亀岡市公平委員会告示第2号

下記の団体は、地方公務員法第53条の規定に適合することを認め、これを登録したので、職員団体の登録に関する規則第10条の規定により次のとおり告示する。

平成26年4月16日

亀岡市公平委員会  
委員長 松本貞男

1 登録団体

亀岡教職員組合

代表者役職氏名 執行委員長 小澤正嗣  
(主たる事務所所在地)

亀岡市余部町上条13 亀岡教育会館

2 登録年月日 平成26年4月16日

3 登録番号 平成26年公平第2号

「揭示済」

亀岡市公平委員会告示第3号

下記の団体は、地方公務員法第53条の規定に適合することを認め、これを登録したので、職員団体の登録に関する規則第10条の規定により次のとおり告示する。

平成26年4月16日

亀岡市公平委員会  
委員長 松本貞男

3 登録番号 平成26年公平第4号

「揭示済」

1 登録団体  
亀岡市職員連絡会  
代表者役職氏名 会長 松本英樹  
(主たる事務所所在地)  
亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所内

2 登録年月日 平成26年4月16日

3 登録番号 平成26年公平第3号

「揭示済」

---

亀岡市公平委員会告示第4号

下記の団体は、地方公務員法第53条の規定に適合することを認め、これを登録したので、職員団体の登録に関する規則第10条の規定により次のとおり告示する。

平成26年4月16日

亀岡市公平委員会  
委員長 松本貞男

1 登録団体  
亀岡市職員組合  
代表者役職氏名  
代表者(書記長) 上嶋久美子  
(主たる事務所所在地)  
亀岡市安町野々神8番地 亀岡市役所内

2 登録年月日 平成26年4月16日

農業委員会欄

公告

亀岡市農業委員会公告第1号

土地改良法施行令第1条の3第2項の規定に基づき、国営亀岡中部土地改良事業（区画整理）の施行に伴う事業参加者の申出について承認をしたので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年4月25日

亀岡市農業委員会  
会長 田中義雄

- 1 事業参加申出期間  
平成26年4月14日から  
平成26年4月23日
- 2 申出に対する承認決定日  
平成26年4月24日
- 3 土地改良法施行令第1条の3第3項に基づく公告日  
平成26年4月25日から  
平成26年5月1日

「揭示済」

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第7号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、次のとおり料金徴収事務等を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成26年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 委託の相手方  
大阪市淀川区西中島6丁目8番8号  
第一環境株式会社関西支店
- 2 委託期間  
平成26年4月1日から  
平成29年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第8号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、次のとおり料金収納事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成26年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

1 委託の相手方

東京都千代田区鍛冶町1丁目8番3号  
地銀ネットワークサービス株式会社  
提携コンビニエンスストア  
エブリワン くらしハウス  
ココストア コミュニティ・ストア  
サークルK サンクス  
スーパー（北海道） スリーエイト  
スリーエフ 生活彩家  
セイコーマート セーブオン  
セブン-イレブン デイリーヤマザキ  
ニューヤマザキデイリーストア  
ファミリーマート ポプラ  
ミニストップ  
ヤマザキデイリーストアー  
ヤマザキスペシャルパートナーショップ  
ローソン MMK設置店

2 委託した収納事務

亀岡市上下水道事業に係る公金（水道料金、簡易水道料金、公共下水道使用料、地域下水道使用料及び水道メーター使用料）のコンビニエンスストア収納事務

3 委託期間

平成26年4月1日から  
平成27年3月31日

「揭示済」

# 公 告

亀岡市上下水道部公告第1号

亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和56年亀岡市条例第21号）第5条の規定に基づき、平成26年度賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成26年4月1日

亀岡市長 栗山正隆

1 賦課対象区域

荒塚町（1丁目）、曾我部町重利（中嶋）  
穴太（大塚・木戸口・口山） 吉川町穴川  
（堂ノ前） 篠町広田2丁目 東つつじヶ丘  
都台1丁目の各一部

「揭示済」

# 市立病院欄

## 規程

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年4月1日

亀岡市病院事業管理者 坂井茂子

亀岡市病院事業管理規程第3号

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する規程の一部を改正する規程

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和33年厚生省告示第177号）等の基準（以下「諸告示」という。）に定める点数表」を「条例第2条第2項第1号の規定により算定した点数」に改め、同項第2号中「諸告示に定める点数表の1点当たりの単価を11円50銭として」を「厚生労働省の定める労災診療費算定基準により」に改め、同項第3号中「選定療養及び特定療養費」を「保険外併用療養費」に、「平成14年厚生労働省告示第88号）第5号」を「平成18年厚生労働省告示第498号。以下「告示第498号」という。）第8号の規定により計算した入院期間が180日を超えた日以降の入院（告示第498号第9号に規定する者に係るものを除く。）について、告示第

498号第10号」に改める。

別表中

「

金額	
1日	28,350 (1,350)
1日	7,350 (350)
1日	3,675 (175)
1回	41,200 (1,961)
1回	44,000 (2,095)
1回	44,000 (2,095)
1回	44,000 (2,095)
診療報酬点数表を基準として管理者が別に定める額	
1通	1,050 (50)
1通	1,050 (50)
1通	2,100 (100)
1通	2,100 (100)
1通	3,150 (150)
1通	4,200 (200)
1通	4,200 (200)
1通	3,150 (150)
1通	1,050 (50)
1通	1,050 (50)
1通	1,050 (50)
1通	2,100 (100)
1通	2,100 (100)

」

を

「

金額	
1日	21,600 (1,600)
1日	5,400 (400)
1日	2,700 (200)
1回	41,250 (3,055)
1回	44,000 (3,259)
1回	44,000 (3,259)
1回	44,000 (3,259)
診療報酬点数表を基準として管理者が別に定める額	
1通	1,080 (80)
1通	1,080 (80)
1通	2,160 (160)
1通	2,160 (160)
1通	3,240 (240)
1通	4,320 (320)
1通	4,000
1通	3,240 (240)
1通	1,080 (80)
1通	1,080 (80)
1通	1,080 (80)
1通	2,000
1通	2,160 (160)

」

に改める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

「揭示済」